

# 厚生文教常任委員会

平成30年3月12日

葛城市議会

# 厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成30年3月12日（月） 午前9時30分 開会  
午後5時32分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井	覚
副委員長	内野	悦子
委員	杉本	訓規
〃	梨本	洪珪
〃	奥本	佳史
〃	谷原	一安
〃	藤井	本浩

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	吉村	優子
議員	吉村	始
〃	松林	謙司
〃	川村	優子
〃	増田	順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	松山	善之
教育長	杉澤	茂二
市民生活部長	松村	昇道
市民生活部理事兼 クリーンセンター所長	木村	喜哉
市民窓口課長	吉川	正人
環境課長	吉村	泰祐
〃 補佐	竹内	和代
保険課長	森本	美起代
〃 補佐	油谷	知之
保健福祉部長	巽	重人
社会福祉課長	東	錦也

〃	補佐	林 本 裕 明
〃	補佐	西 川 賢
〃	補佐	田 中 美 菜
子育て福祉課長		松 浦 幸 恵
〃	補佐	新 澤 健 嗣
〃	補佐	白 澤 良 枝
長寿福祉課長兼		
いきいきセンター所長		森 井 敏 英
〃	補佐	堀 川 雅 樹
健康増進課長		西 川 佳 伸
〃	主幹	中 井 浩 子
こども・若者サポートセンター所長		松 山 神 恵
教育部長		和 田 正 彦
教育総務課長		吉 井 忠
〃	補佐	吉 田 和 裕
学校教育課長		柏 井 英 洋
学校給食センター所長		西 川 博 史
中央公民館長		早 田 幸 介
〃	補佐	芳 仲 栄 治
新庄文化会館長兼		
當麻文化館長		西 川 育 子
体育振興課長		竹 本 淳 逸
〃	補佐	西 井 満 良
上下水道部長		西 口 昌 治
下水道課長		井 邑 陽 一
〃	補佐	庄 田 康 則

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長		中 井 孝 明
書記		吉 田 賢 二
〃		高 松 和 弘
〃		吉 留 瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第4号 葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定することについて

議第5号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

- 議第6号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第7号 葛城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて
- 議第8号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 議第9号 葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第10号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第11号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第18号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決について
- 議第19号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第20号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第21号 平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第4号）の議決について
- 議第22号 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

#### 調 査 案 件（所管事項の調査）

- (1) ゴミの減量化に関する諸事項について
- (2) 学校給食に関する諸事項について
- (3) 磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について

開 会 午前9時30分

**西井委員長** ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

各委員の皆さん、早朝より会議、全員参加してもらいましてありがとうございます。当会期中、大変いろんな議案が多いと思いますが、慎重審議の方、ご協力をお願いいたしまして、私の開会の挨拶にかえさせていただきます。

委員外議員の出席をご紹介します。

松林議員、増田議員、吉村始議員。以上でございます。

なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第5号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** おはようございます。市民生活部の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまご提案いただきました議第5号、葛城市国民健康保険税の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成27年5月29日に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法などの一部を改正する法律が公布されたことにより、国民健康法及び地方税法が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正で、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、当該納付金を市町村から都道府県に納付することとなったため、国民健康保険税を納付金に見合う額に税率改正を行うものでございます。

施行期日は本年4月1日でございます。

内容につきましては、お手元に配付の新旧対照表によりご説明申し上げます。

それでは、まず1ページでございます。

第2条第1項では、課税額の定義でございまして、改正前は葛城市国民健康保険に要する費用として、医療分であります基礎課税額、後期高齢者支援金課税額、介護納付金課税額と規定されておりましたが、改正後におきましては、県単位化した奈良県国民健康保険特別会計への納付金として、第1号では医療分であります基礎課税分を、第2号では後期高齢者支援金分を、第3号では介護納付金課税額を規定するものでございます。

続いて、2ページでございます。

第2条第2項から第4項につきましては、第1項におきまして1号から3号を設けたためによる読みかえを規定するものでございます。

3ページに移りまして、第3条では、基礎課税分の所得割の税率を100分の4.6から100分

の5.5に、第4条では、基礎課税分の資産割額の税率を100分の26から100分の22に、第5条では、基礎課税分の均等割額を2万1,000円から2万2,500円に、第5条の2第1号では、基礎課税分の平等割額を2万1,000円から2万800円に、第2号では、特定世帯に係る平等割額を1万500円から1万400円に、第3号では、特定継続世帯に係る平等割額を1万5,750円から1万5,600円に改めるものでございます。

第6条では、後期高齢者支援金等課税額の所得割の税率を100分の1.6から100分の1.9に、第7条では、後期高齢者支援金等課税額の資産割の税率を100分の4から100分の3に、第7条の2では、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を4,000円から5,300円に、第7条の3第1号では、後期高齢者支援金等課税額の平等割額を5,000円から5,500円に、第2号では、特定世帯に係る平等割額を2,500円から2,750円に、第3号では、特定継続世帯に係る平等割額を3,750円から4,125円に改めるものでございます。

5ページに移りまして、第8条では、介護納付金課税被保険者に係る所得割の税率を100分の1から100分の1.8に、第9条では、介護納付金課税被保険者に係る資産割額の税率を100分の5から100分の4に、第9条の2では、介護納付金課税被保険者に係る均等割額を7,000円から1万2,300円に改め、第9条の3では、介護納付金課税被保険者に係る平等額を削るものでございます。

17ページの附則でございます。

第1項では、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、改正後の葛城市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税に対して適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** おはようございます。よろしくお願ひします。

国民健康保険税の奈良県単位化に伴って、県で一律に国保税の納税の水準を決めるということで、県は公平化を図るということで、これまで葛城市が大変県下でも低かった国保税の額が大幅に引き上がるということについて、これまで12月議会でも、そして今回の議会でも一般質問で取り上げさせていただきました。今回の本会議でも一般質問させていただいたんですけれども、当初4.5%ずつ引き上げられていって、最終年度に向けて県の数字に合わせしていくというふうに思っておったんですけれども、今年度の引き上げ幅がちょっと4.5%どころでないような引き上げ幅になっているように、この間の一般質問の回答でお伺いいたしましたので、そこのところを少しお伺いしたいと思ひます。

**西井委員長** 松村部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。よろしくお願ひします。

ただいまのご質問でございます。確かに、一般質問の方でご質問をいただきまして、11.2%という形で上がり幅をお答えさせていただいたわけでございます。県の方から届いております数字につきましては、平成29年度の数字、平成30年度の数字、平成36年までという形でいろんな数字をいただきながら、1人当たりの納税額といいますか、そのような数字をいただいております。その中で、平成29年度から平成30年度への上がりにつきましては、県の方としては4.5%という形の数字を言っておるわけでございますけれども、この平成29年度の数字といいますのが、県のほうは平成28年度の葛城市の国民健康保険の年報からはじき出した数字を平成29年度という形で言ったものでございます。実際に、先日お答えさせていただきました分につきましては、平成29年度の現行の2月末現在の1人当たり調定額から平成30年度予測されるであろうという形の1人当たりの納税額を出しますと、やはり11%ほどの上がりになります。これにつきましては、やはり県の方の29の数字が余りにも高いということで、これについて県の求められた数字につきましても、県とかなりやり合いもしましたけれども、あくまでも平成28年の年報から出た数字ですということで、これは県内統一した出し方でございますということでございましたので、やはり平成29年度の所得水準の方がちょっと低かったんであろうと、そういうふうに予測されるものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 平成28年度の所得額に基づいての計算ということでもありますけれども、この上がり幅のことなんですけれども、ちょっと細かい話になりますけれども、今年度は、後でも案件として出てきております介護保険料改定の時期でもございます。3年の1回の改定の時期なんです。こうした形で初年度、平成28年度と比べて大変大きい上がり方になるというのは、段階的に引き上げていくという引き上げ幅でも、準備期間と申しますか、やはりこれまでも上がる上がるということでどれぐらい上がるのかなということで、市民の皆さんの関心事なんですけれども、一遍にいろんなものが上がっていくということになれば、家計の調整のしようがないという問題が出てまいります。その点においては、私もこの点についてはこれまでお伺いはできていなかったもので、ちょっと厳しい負担を市民の方におかけするというふうになります。今回、こうした案で出てきましたので、この案でということでもありますけれども、私としては、3年に一度、一度にいろんな保険料の負担がかかるということについてはちょっとどうだったかなというふうに申し上げておきます。

以上です。

**西井委員長** 答弁はよろしいですか。

**谷原委員** この点についての答弁は結構です。

**西井委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** おはようございます。杉本です。

保険料が上がるということで、皆さん、いろいろ議論されて、いろいろ説明も受けたんですけども、やっぱり市民の皆さんはざっくり聞かれると、また上がっていくんやということ

になるんですけども、上がるかわりにこういうことをしますよというか、こういうふうになっていきますよと僕から市民の皆さんに説明できるようにしていただきたいと、要望というか質問というか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**西井委員長** 答弁をお願いします。

松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 松村でございます。どうぞよろしくお願ひします。

杉本委員のご質問でございます。平成36年までこういう形で上がっていきます。先ほど言ひました29から30の上がりは一ちよつときついですけれども、30からの上がりは一県の納付金の要求額でいきますと、所得さえ順調であれば4.5%の上がりであろうというふうに一予測するわけでございます。

上がっていく中で、今現在、やらせていただひている保健事業を充実するであろうとかという形で、いろいろなことを検討してまいつたわけでございます。その中で一県との中では、平成36年に近くなればなるほど、一県の保健事業、減免であろうが、一県のやり方に最終的には従わなければなりません。そして、平成36年度では一定の税率になります。一県内どこに住んでも同じ税率ということになりますと、同じサービスという形になります。平成30年度から平成35年までは、そしたら、市町村ごとにサービスを提供すれば一うような考え方もございすけれども、やはり同じような形でいく加減で近隣との足並みというのもそろえていかなければならない。

反対に、例を出しますと、葛城市の国保の中では人間ドック助成というものもさせていただひています。この人間ドック、10年ほど前は、いろいろな市町村が一全部人間ドック助成もされておりましたが、財源不足の関係からなくなつたところがほとんどでございます。葛城市の場合はまだまだ存続させていただひているわけですけども、これにつきましても平成36年にはなくなる方向になれば、どのようにして、まだ反対に廃止することを考えていかなければならないというふうなことも考えておるのが現状でございます。一歩でも進んだことをしたいというふうにも思つておりますけれども、また、近隣を眺めながら検討をさせていたひきたいというふうにも思つております。

以上でございます。

**西井委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 丁寧にご説明していただひたんですけども、平等にというのがなかなか難しい。一県からも言われていることが難しいと思ひうんですけども、また後で出てくると思ひますけど、水道の一県単位化もございす。葛城市の市民の皆さんからしたら負担がどんどんふえていつてるような気がするんで、その辺、できるだけ平等というのは難しいと思ひうんですけども、目指していただひてよろしくお願ひいたします。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございせんか。

谷原委員。

**谷原委員** それでは、国保の件の問題についてですけども、この賦課割合というところについて少し



質問させていただきます。これまで葛城市は4方式ということでやってまいったわけですが、これが県単位化で資産割がなくなっていくということなので、その資産割の分をほかに振り分けるという形になっているかと思います。その上で私が一番問題だと思っているのは、均等割の問題なんです。今回、均等割が来年度に向けてということで結構ですから、1つは、今年度は前年度と比べて幾ら上がるのか。それから、最終年度、平成36年は今年度と比べて幾らまで最終上がるのか。均等割ですから、1人当たりの金額ですので、ちょっと教えてください。

**西井委員長** 松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 松村でございます。よろしく申し上げます。

均等割でございます。まず、医療分でございますけれども、医療分につきましては、平成29年度が1人当たり2万1,000円でございます。平成30年度、今、条例改正出しておりますのが2万2,500円でございます。おのれに上がっていきまして、平成36年度では2万6,700円というのが県の示しておる数字でございます。

同じように、均等割につきましては、支援分というのも子どもから加入者全員にかかるものでございます。均等割が平成29年度が4,000円、平成30年度が5,300円、平成36年では1万1,300円となるものでございます。

介護につきましては、介護保険の対象者だけのこととなりますけれども、平成29年度では7,000円、平成30年度では1万2,300円、これにつきましては、平成29年度平等割1世帯当たり4,800円というものがございました。この金額をなくしたことによりましてしわ寄せという形で、均等割が1万2,300円、平成36年ではこれが1万9,500円となるものでございます。

以上です。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 今、分けて言われたのであれなんですけれども、これは全額、言ってみれば、国保関係、それから、介護への支援分とか、後期高齢者の支援分とか、そういうのを足すと大変な金額になりますよね。ちょっとその金額でおっしゃっていただきたいんです。そうすれば、どれぐらい上がるかということになるわけです。これは後でちょっとお答えいただいたら結構なんですけれども、私が一番問題だと思っているのは、高齢者の方の問題もありますけれども、均等割というのは、一般質問でも申し上げたとおり子どもにもかかっていくわけでありまして、つまり、社会保険に加入の方、サラリーマンの方、なかなか理解していただけないんですけれども、サラリーマンの方だったら、要はその所得のある人、子どもは扶養家族ですから、当然、社会保険料にはね返ってきません。ところが、国保の場合は、子どもさんを持てば子どもさんに所得は発生しないのに均等割がかかっていくわけです。だから、子育て世代がこれは大変なことになるというふうに思うんです。その金額をちょっとお示しいただいた上で、また後でちょっとご意見したいと思います。

**西井委員長** 答弁できますか。

**松村市民生活部長** すいません、今計算していますので、ちょっとだけ休憩いただけますか。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時50分

再 開 午前9時55分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

答弁をお願いします。

森本課長。

**森本保険課長** 保険課、森本です。よろしくお願ひいたします。

谷原委員の質問にお答えいたします。

今、ご質問のごございました均等割の件でございますが、平成29年度分は、医療、支援、介護を合わせて3万2,000円でございます。平成30年度は、医療、介護、支援を合わせまして4万100円。最終、県の示しております平成36年度におきましては、医療、支援、介護の均等割が5万7,500円になります。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。最終的には、2万2,500円ほど1人当たり上がることになるわけですね。私がこれをなぜ問題にするかという、子育て支援という観点から問題にしているわけですね。年金生活者の方はとりあえず年金が、無年金の方もいらっしゃるけれども、基本的にはご夫婦おられたら、ご夫婦とも年金が出ている場合が多いと思います。しかし、子育て世代の場合は、先ほど述べたように子どもさんには所得が全く発生していないわけですね。そこに単年度だけでも1人当たり9,000円上がっていくと。最終的には、先ほど述べましたように2万5,500円ほど上がっていくと。というのは、国保に加入している子育て世代の方というのは、派遣労働とか、あるいは、場合によっては雇用を失ってアルバイトとか、そういう方が大変多いわけですね。そこで、長期的な子育て支援ということで、全国知事会は、子育て支援の観点から子どもに係る保険料（均等割）の軽減を国に2015年に要請しております。つまり、これは国保会計の一番大きな問題だと私は思っているんです。今、国全体で子育て支援ということをやっている中で、この均等割がこのように異常に大きくなっていくということは本当に大変なことだと思います。

一般質問の中でも少し紹介しましたが、埼玉県のみどり野市というところが人口11万です。これが4月から第3子以降の子どもの均等割を全額免除する条例を決めた。第3子ですから全員ではないんですけども、つまりお子さんが多い家庭ほど、この均等割の負担は物すごく大変になるんです。だから、そこで、独自の減免制度を葛城市でも、できたらつくってほしいということで、この間ずっと私は訴えさせていただいたんですけども、広陵町なども独自の減免条例をつくって実施しています。国保税の44条の申請減免制度を使って、市独自で何らかの支援策が要るんだと私は思っております。先ほどの杉本委員の発言もございました。やはり上げるだけではなくて、市としては十分何かの方針を持って手当てするという施策が必要なのではないかと思っておりますけれども、この点についてお伺いします。

**西井委員長** 森本課長。

**森本保険課長** 保険課、森本です。谷原委員のご質問にお答えいたします。

確かに、谷原委員のおっしゃるように、均等割というのは一人一人にかかってまいります。子どもさんが3人、4人といらっしゃれば、その掛ける3、掛ける4というのは必然的にかかってくるものでございます。社会保険とか、そういった被保険者のほうにつきましては、子どもさんが1人であろうが、極端に五、六人いらっしゃっても保険料というのは変わってきません。県が今こういって平成30年度に向けて奈良県単一になることにおきまして、平成36年度には奈良県どこに住んでいようが、同じ世帯、同じ所得であれば保険料水準が同じということを一応目指している中で、平成36年度には市独自の減免制度というの、またそこでそろえなきゃならないかなと思っております。県も今、市町村とそういったことについても協議中でございます。

ただ、平成36年度までは市独自の減免というのは認められるんじゃないかなと思っているんですが、谷原委員のご要望のお応えできるような減免はなかなか財源的なこともございます。市独自の減免制度というのは、一般会計の繰り入れということでしたら認められると思いますので、今のところ、一般会計からの繰り入れで考えていかなければならないことじゃないかなと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。この点について、一般会計からの法定外繰入については、県の方は、保険料抑制については来年度から一切認めないと。しかし、法定外繰入のうち、言ってみれば市独自の減免措置をとっている、例えば、広陵町などについては、しばらくの間認めましょうということで、それも平成36年、最終年についてはやめていくということになるだろうという見通しでありますけれども、できるかどうかわかりませんが、国保外で市の独自の措置として、先ほど言いました、とりわけ子どものたくさんいらっしゃるご家庭の子育て支援というような形で、何らかのこの均等割の問題、これは先ほど言いました全国知事会も国に対して要望書を出しているところで、市独自でやるというのは市独自の財源が要りますから、本当はこの問題については国のレベル、あるいは県のレベルで統一してやっていただきたいと思うところなんですけれども、この点については、できたら葛城市でも何らかの措置をとっていただけたら、子育てしやすいまちというふうなことにもなろうかと思っておりますので、これは意見として述べさせていただきます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** ちょっと基本的なことになるかと思うんですけども、県で統一化した保険料になっていくというのを理解させていただきました。ただ、今、これまで葛城市、旧當麻町、新庄町の時代からいろいろな健康対策として、頑張ってきて、市民の皆さんもいろんな健康に関心を寄せていただくことによりまして、いろんな医療水準のところ、医療に係る費用がやはりほかの市町村に比べて少ないように感じているんですけども、そのあたりは、県は今回の統一化に際して、何らかの特典というのをつけていただくことは考えていらっしゃるのでしょうか。

**西井委員長** 森本課長。

**森本保険課長** 保険課、森本です。よろしくお願ひいたします。奥本委員さんのご質問にお答えいたします。

医療費水準のことでございます。確かに、葛城市は保険料も下から数えて、県下で3番目という低い保険料でした。それにはやっぱり医療費水準も、下から数えて3番目という低い医療費水準でずっと経緯してきた経緯がございます。旧當麻町、旧新庄町が保健事業に力を入れてこられたおかげで、こういった医療費が低くできたんじゃないかなと思っておりますが、今回、この平成30年度の国保の一元化におきまして、県のほうは国民健康保険運営方針というのを定めております。その中で、医療費給付は市町村ごとの地域差は見られるものの、医療費の地域差と病床数や医師との間に高い相関が指摘される一方で、市町村の保健事業による医療費適正化効果はわずかであることが明らかになっており、という文言が入っております。確かにそういったことも、国保の単位化になるまでにおきまして、各市町村の国保の担当課長が出てワーキンググループに参加しております。その中で葛城市のそういった現状をずっと言い続けてきたわけですが、奈良県は今回、医療費水準は考慮しないということになりました。

以上です。

**西井委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ご説明ありがとうございます。考慮しないということ、県の方針、理解できました。

ただ、今後、平成36年で一本化するという形になると、やはり葛城市は、谷原委員がおっしゃったようにかなり上げ幅も大きい、負担が大きいということになるわけなんですけども、そのあたりの県からの考慮という何らかの措置は考えていらっしゃるのでしょうか。

**西井委員長** 森本課長。

**森本保険課長** 保険課、森本です。

葛城市の方は、今まで保険料水準が本当に低いわけでもございました。今回、県単一になることによって、保険料はやっぱり順番に、平成36年度には奈良県どこに住んでいようが、同じ所得、同じ世帯であれば同じということになりますので、段階的に上がっていくこととなります。ただ、上げ幅の大きいところには、例えば、葛城市でしたら、一般会計から去年でしたら1億2,700万円という法定外の繰り入れをしていただいております。そういった市町村に対しては激変緩和という対策措置がとられますので、県下では、多分4市町村だったと思います。そういったところには、激変緩和として国・県からの公費の負担がございます。

**西井委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 国と県から、県下4市町村のみ激変緩和措置を受けれるということでございます。

その激変緩和いただけるということですけども、最終的には統一化になるのであれば、それをいただける方策、何らかのやっぱり受けれる体制に持って行っていただきたい。

**西井委員長** ほかに質問はございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** これで私、質問最後になりますけれども、1つは法定外繰入の問題です。これまで合併以

来、旧當麻町、それから旧新庄町、保険税の水準を合わせるということで、サービスは高く、負担は低くという合併当初の方針に従いまして、これまで市長とか、あるいは先輩議員さんたちが低く抑えるということで法定外繰入をやってこられた。その結果として、先ほどあった激変緩和措置ですか、そういう補助金を他市町村は受け取ることができないということなので、そういう意味では先輩方が非常に頑張ってきたんだなというふうには思います。しかし、市民にとっては、被保険者にとっては、毎年これから6年間上がっていくということになりますので、大変な不安を感じられると思うんです。激変緩和措置があるとはいえ負担が大きくなるというのは、これは本当に厳しくなると思うんですけれども、この法定外繰入のことについてちょっとお伺いします。

来年度から一切、保険税を抑えるため法定外繰入は、認められないということですが、私はこの間この法定外繰入がゼロになってしまって、ほかの方の予算に回すことがあってはならんのではないかと。やはり国保会計の方に入れてきたお金だから、何らかの形でこれは国保税ないし、あるいは健康保持のために何とかこれは役立てるお金にしてほしい。ほかの、例えば、教育、土木とか、環境とか、いろいろあると思うんですけど、そういうところに行くことがないようにというふうなことを要望申し上げてきたんですけど、この点についてはどうなったのでしょうか。補正予算との関係もあるのかなと私は思ったりしているんですが、そこは定かではないので、ちょっとお伺いしたい。先ほどありました1億2,700万円ほど、法定外繰入、前年度もやっているわけですから、法定外繰入ゼロになるということで、このお金がどこに行くのかお伺いしたいんです。

**西井委員長** 松村部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問でございます。2月22日、2月23日にも厚生文教常任委員会や全員協議会で国保に対する説明の方も聞いていただきまして、ありがとうございます。その中で説明いたしましたが、やはり上げ幅というのは、平成36年度までの税率を一旦決めております。しかしながら、平成29年度自身の所得を使ってやっておりますので、平成30年度の国保加入者の所得がどうなるであろう、また反対に、94%の収納率を目指してという形でやっておりますけれども、これが0.1%落ちました、所得の方が5%落ちましたとなったときに、県に納める金額は一定でございます。その中でどのようにできたらということで、今回、補正予算で計上させていただいておりますのが、法定外繰入は、来年度からできないということで、本年度最後に1億円の繰り入れを余分に行うという形で予算化しています。これにつきましては、来年度もし不足ができた場合、県の財調基金の方から借り入れすることなく、その基金を取り崩しさせていただいて補てんできたらいいなと。平成31年度の税率につきましては、それなりにまたそのときに考えていかなければならないと思いますけれども、県の方からお金を借りますと、3年間でまた返還しなければならない。返すべき財源は何かといいますと保険税になりますので、それも上乘せした形の税率改正をしなければならないということでございます。次に補正予算が出てくることでございますけれども、今、あわせて申し述べておきます。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。そうした形で、国保の基金の方にそうやって手当てしていただいたこと、これは本当に感謝申し上げます。安定的な葛城市の国保事業を進めていくためにも、こうした形で基金を積み上げていただいたことについては本当に感謝申し上げたいと思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

梨本委員。

**梨本委員** 先ほどの奥本委員の質問に附随してなんですけれども、激変緩和措置、これは葛城市が今まで努力してきたところから段階的に上がっていくというところで、これを受けられるということに関する恩恵は非常に感じております。しかしながら、この激変緩和措置、これは無条件に受けられるものなのか、それとも何か条件があって、場合によっては激変緩和措置が受けられないケースもある。この辺ちょっと危惧するところなんですけれども、教えていただけますでしょうか。

**西井委員長** 森本課長。

**森本保険課長** 保険課、森本です。よろしくお願いします。

激変緩和のことなんです、激変緩和というのは急激に上がるようなところ、今現在、奈良県では4市町村でございます。その4市町村全てが平成30年度からは一般会計から法定外の繰り入れをしないということが条件でございます。ただ、県の方は今各市町村とヒアリングを行って、最終的に各市町村は保険料方針というのを市町村名で、県知事に対して提出いたしております。だから、4市町村は皆さんそろって、一般会計からの繰り入れ、法定外の繰り入れというのを平成30年度からはしないと約束のもと、いただけるものでございます。

以上です。

**西井委員長** 梨本委員。

**梨本委員** ご答弁ありがとうございます。ここに関しては、これをしっかりと受けれる体制を県内4市町村でとっていかないといけない。これが、どこかの市町村が足並みを乱せば受けられないというふうにも受け取れるわけでございます。その辺、県の方のことで、なかなか葛城市独自でこれを進めていくということも難しいかと思うんですが、近隣の動向もしっかりと伺いながら、そのあたりも進めていただきたいと思います。答弁は結構です。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方おられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** それでは、討論をさせていただきます。私は、今回の奈良県の国保事業県単位化について、反対の立場から討論させていただきます。

今、葛城市の条例改正というふうに出てまいりましたけれども、社会保障の問題につきましては、これ、国全体の問題であります。安倍政権のもとで骨太の改革ということでしょうが、高齢者の自然増に必要な社会保障費を極力削減して、年間3,500万円程度に抑えていくということがやられております。全国知事会は1兆円ほど上乘せしないと地方の社会保障は立ち行かないということで、毎年、要望書も出されていらっしゃるわけですが、現実には高齢者の自然増に伴う社会保障費の増額、必要な額が削られてきているわけです。その結果として、国保会計も大変厳しい状況が地方で続いている。

その中で今度、奈良県が県単位化を進められる。その方向については、私は何回か機会があるごとにご指摘しましたけれども、厚生労働省の方はこの保険料水準について公平な税制ということで、一律に全市町村一律の保険税水準にするというやり方以外に、各市町村のそれぞれの医療水準の問題もあるし、1人当たりの医療費の支払い、これも違うので、そういうことを加味した形で県の保険料水準を決めるという、そういう方針も出しておられたわけです。そういう方向であれば、葛城市のこの保険税の上がり方、12市の中で最も低い保険税でしたから大きく上がる。こういうことは緩和させていただこうなど私は思います。

また、インセンティブという観点からしても、1人当たりの医療費削減ということをするのであれば、まさに保険料にそれが反映するというそういう制度設計にしなければ、まさにインセンティブの働かない、どこも一律の保険料なので各市町村の努力が、あるいは個々の努力が認められないということになりますから、そういう点でも奈良県がこういう形で、負担の公平化という名のもとに県下一律の保険料水準にするという方針を出されたことも、これは私としても大変遺憾なものであると思います。そのツケをこうして葛城市が払わされるという形になるわけですが、確かに激変緩和措置ということで補助金が入って、一遍に上がるということはないと。7年かけて段階的に上げていくということでもありますから、その分は補助金が入っているということではありますけれども、しかしながら、その決め方も地方自治に反するように、どこか1つがそういうことに反対すればそれもなしだというふうな非常に厳しい締めつけまでされて、こういう事業を進められているということについては、やはり地方自治の精神にも私は反すると思いますので、今回、葛城市がこういう状況の中でこういう保険料を市民の皆さんに負担させられるというのは、私としては反対いたしたいと思います。

ただ、先ほども申しましたように、阿古市長のもとで大変、今、財政事情が厳しくなってきたわけでありまして、国保会計の基金に、そうした形で今年度新たに補正予算で1億円ほど前倒しで、法定外繰入のお金をこうした形でまた前倒しで基金安定のために使われていただいたということは、葛城市の努力として私は本当に感謝申し上げるところでありますけれども、しかしながら、申し上げましたように均等割の問題ですね。やはり葛城市

独自の減免措置、これは国保でなくても子育て支援というふうな形でも、何らかの形でできると思います。その点についてもちょっと十分な回答が得られませんでしたので、このたびは、この点については反対ということで討論させていただきます。

以上です。

**西井委員長** ほかに討論はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 今回の葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、私は賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

平成27年5月に、国が定めた持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険の一部を改正する法律、これがもとになって都道府県の単位化という方針が示されているわけなんですけども、これに沿って奈良県も各市町村とともに国保の運営を担って、責任主体となりつつ安定的な財政運営、効率的な事業の確保について担っていこうということになっております。県内で保険料負担を公平に支え合うために、県は市町村ごとに国保事業納付金の額を決定して、保険給付に必要な費用を全額保険料給付交付金として市町村に対して支払います。これによって、市町村の財政は従来と比べて大きく安定するんじゃないかと思うんですけども、葛城市はこれまでいろんな健康増進もされてきたんですが、その一方で、歴代の理事者、議会の皆様方のご努力で一般会計からの法定外繰入ということを実現していただいて、県内ほかの市町村に比べまして、非常に低い保険税率で運営をしてきたわけでございます。

ただ、今回の改正で、その一般財源からの法定外繰入ができなくなるということになりました。どこかでやっぱりその分を負担しないといけないということが必要になってきました。ただ、先ほどのご説明で、今回、県からの激変緩和措置をいただけるということが示されておりまして、やっぱり被保険者の負担水準に激変が生じないように緩和措置を受けるといふ、そのところも我々は検討していかなければならないのではないかと考える次第でございます。ただ、その激変緩和措置について、先ほど梨本委員の質問でご説明賜ったように、対象となる4市町村のどこかが足並みをそろえないと受けれないということは、葛城市がそこでだだをこねてしまって受けれないとなると、ほかの3市町村に対しても、もし賛成された場合は葛城市の責任という言い方は悪いんかもわかりませんが、その措置を受けれないという形になると思います。やっぱり、これは苦渋の決断になると思うんですけども、最終的には平成36年度に一本化するということが、これは動かせない事実でありますので、まずはその激変緩和措置を受けれるように我々も検討する必要はやっぱりあるんじゃないかと思っております。

以上のような理由で賛成討論になるわけなんですけども、ただ、今回の保険料の方針については、県内の地域医療の適用水準について平均化を図るということを前提に、医療費水準は反映されないことになっております。これまで、先ほど申しましたように、健康増進について非常に力を入れていただいて、努力をしてまいりました。この保健事業にかかわる費用について財政措置がしてもらえるように、今後も引き続いて県と協議、連携して、葛城市の被保険者が安心して医療を受けることができるよう努めていただくことをお願いして、賛成



討論とさせていただきたいと思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに討論はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** 葛城市国民健康保険税条例の一部改正することを、私は反対の立場で討論させていただきます。

やはり谷原委員もおっしゃるように、子どもたちの負担、かなりふえてしまいます。子育て支援の観点から見ても、私はこれは賛成することはできません。そして、一番肝心なのは医療費水準が考慮されていないというところがやっぱり一番ひっかかりまして、葛城市は他市からどう見られているかと言ったら、健康寿命に頑張っているな、健康のために頑張っているなというところもあると思いますので、やっぱり医療費水準を省いて算定されることにより、子どもたち、そして子育ての方々の負担がふえるのは私はちょっと賛成しかねるので、反対討論とさせていただきます。

以上です。

**西井委員長** ほかに討論はありませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 私は賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

この国民健康保険というのは、世界に類を見ない国民皆保険ということでスタートをして、今、日本の健康というのは、長寿化というものをここまで引き上げて、我々の健康を守ってくれたものでございます。しかし、社会的な構造、時代の流れによりまして、構造的な課題というものがここ数年指摘をされている。それに先立って、これをしっかり守っていかなければならない、この制度そのものをまず守っていかなければならないということで県との単一化と、こういうふうになったところでございます。まだまだ見えない部分というのは確かに、今、意見が出てきた中にもあるかというように思いますけども、まずはこの国民健康保険制度というものを今後においても、将来にわたって守っていかなければならないという立場になって、私は賛成をしたい。

ただし、指摘されている課題が解消されるのかのかどうかと、これは今後の問題でございます。市当局も県と一緒に保険者となるわけですから、しっかりと話をさせていただく。3年後にまた見直しをするということもここには明記されていますけども、毎年毎年きちんと市民の声も聞きながら県と協議していくことをお願いしながら、賛成討論といたします。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**西井委員長** 起立多数であります。よって、議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第7号、葛城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。よろしくお願いいたします。

議第7号、葛城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成27年5月29日に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、高齢者医療の確保に関する法律が改正され、所要の改正を行うものでございます。これにつきましても新旧対照表の方でご説明申し上げます。

第3条では、保険料を徴収すべき被保険者を定義しております。第2号から第4号中の法第55条の2第2項において、準用する場合を含むというふうに赤字がございます。これにつきましては、65歳以上75歳未満の一定以上の障害のある方で、前住所地での障害認定を受けた方も住所地特例を準用する旨の改正でございます。

第5号の追加におきましては、国民健康保険の被保険者であって、施設などへの入所による住所地特例の適用を受けている者が、75歳到達により後期高齢者医療保険に加入する場合につきましても、住所地特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とするものでございます。

附則の第2条では、平成20年度における保険料の徴収の特例の規定でございました。まずはこれを削除するものでございます。

この条例の施行期日を、平成30年4月1日にするものでございます。

以上でご説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議をご希望の方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第4号、葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部の異でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程されております議第4号、葛城市指定居宅介護支援等の人員及び運営の基準等に関する条例を制定することについてご説明申し上げます。

資料としましては、議案の6ページからとなりますので、よろしくお願いいたします。

この条例制定につきましては、平成26年に公布された、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されたことにより、今まで厚生労働省に基づき奈良県条例で定めておりました、指定居宅介護支援等の人員及び運営の基準等に関する基準について、市町村の条例で定めることとなったものでございます。

なお、この条例は、現在存在する市内15カ所のケアマネジャーの事業に適用されます。葛城市が基準を条例で定めるに当たりましては、第3次地域主権一括法のときのように、従うべき基準、参酌すべき基準を分類し制定することが本来ではありますが、これまでは奈良県条例によりこれらを検討された上で基準を制定されておりましたので、制度移行時の事業所の混乱を避けるため、奈良県条例に基づいた上で、本年1月に改正されました国の基準省令の内容を反映させた形とっております。

条例骨子及び概要につきまして説明させていただきます。

居宅介護支援とは、要介護1から要介護5と判定された方に対して居宅サービス計画、いわゆるケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整を行うものを言います。骨子として当市の実情に奈良県が定めた基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、基本的には県の定めた基準を葛城市の基準といたします。また、介護支援専門員に対する処遇の改善の努力規定、サービス提供に関する記録の保存期限等については、奈良県の基準条例に準じた規定としております。

その内容ですが、6ページをごらんいただきたいと思います。

第1章、趣旨として、第1条、第2条に介護保険法の規定に基づき指定居宅介護等の事業の人員及び運営等について定めるものとし、また申請者の要件として法人であることを規定しております。

次に、第2章、基本方針として、第3条に居宅介護支援の事業が要介護状態になった場合において、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるべきものでなければならないこと。また、多

様な事業者から提供されるよう配慮すべきこと。サービスが特定の事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならないこと。事業の運営に当たって、市や包括支援センター、老人介護支援センター、ほかの指定居宅介護支援事業者、障害福祉制度の指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならないことを規定しております。

次に、7ページでございますが、第3章、人員に関する基準として、第4条、第5条に従業員の人数は事業所ごとに常勤の介護支援専門員を1人以上置かなければならないこと。また、管理者については、同じく事業所ごとに常勤の主任介護支援専門員を1人以上置かなければならないと規定をしております。ただし、管理者の主任介護支援専門員の規定につきましては、附則の経過措置の規定により、平成33年3月31日までの経過措置を設けております。

次に、その下の第4章、運営に関する基準として、7ページから17ページまで書いてあります。かなり長くなりますが、第6条から第32条ということで決めさせていただいております。中身としましては、内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、サービス提供困難時の対応、受給資格等の確認、要介護認定の申請に係る援助、身分を証する書類の携行、利用料等の受領、保険給付の請求のための証明書の交付、指定居宅支援介護支援の基本取扱方針、また、指定居宅介護支援の具体的取扱方針、法定代理受領サービス等に係る報告などなど、色々規定しております。

次に、第5章、第33条で、基準外と居宅介護支援に関する基準として、居宅介護支援事業に係る基準は、基準該当居宅介護支援の事業について準用することについて規定しております。

最後に附則でございますが、第1項では、この条例が平成30年4月1日から施行すること、及び第15条第1項、第20号、これについては訪問回数の多い生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合の市へのケアプランの届け出義務でございますが、に関しては、同年10月1日から施行することについて。また、第2項では、第5条第2項に規定する管理者が主任介護支援専門員である要件の平成33年3月31日までの経過措置について。第3項では、本条例の規定による葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正することについて規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はありますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時50分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、議第8号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部の異でございます。

それでは、議第8号、介護保険条例の一部を改正することにつきましてご説明申し上げます。

今回、介護保険関係の条例改正が多くございまして、事前に正副委員長様とご相談の上、本日、新たに新旧対照表を抜粋した資料としてご用意させていただきました。その資料をもとに説明させていただきたいと思っております。

それでは、ご説明申し上げます。まず、資料1ページ、第3条でございます。第3条につきましては、平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画に基づいた介護保険料の改定でございます。標準月額につきましては、現行の5,000円から5,960円に改正するものでございます。介護保険料は、これまで被保険者数の変動や給付実績の伸びを勘案し、今後見込まれるであろう被保険者数や認定者数、利用者数の伸びを推計し、サービス別給付費の見込みを推計した上で、第7期の3年間にわたる給付費総額を算出し、これを第1号被保険者の推計人数で割り戻しし、算出したものでございます。

今回の介護保険料の改正は、第6期の保険料から、月額で申しますと960円の増額を見込んでおりますが、被保険者や利用者の自然増加による影響のほか、国の法令、制度改正による増額影響として、65歳以上である第1号被保険者の保険料割合の22%から23%への増加や、平成31年10月から変更される消費税率に係る介護福祉士の月額8万円の処遇改善の影響等についても大きな要因となっております。保険料負担段階については、前回に引き続き10段階として各段階の保険料を定めるものでございます。

条例では、年額を規定しておりますので、第3条5号、(5)と書いてある部分でございますが、先ほど申し上げた月額5,960円の12カ月分、7万1,520円としております。

前後しますが、第1号では、標準額の2分の1として3万5,760円、2号では、標準額の4分の3として5万3,640円、3号も同様に、標準額の4分の3として5万3,640円、第4号では、標準額の10分の9として6万4,320円、第6号では、標準額の1.2倍として8万5,800円。

2 ページをごらんいただきたいと思います。

続きまして、第7号では、標準額の1.3倍として9万2,880円、第8号では、標準額の1.5倍として10万7,280円、第9号では、標準額の1.7倍として12万1,560円、3ページに移りますが、第10号では、標準額の1.8倍として12万8,640円にそれぞれ改正しております。

なお、国の基準に基づき所得区分も一部改正しております。

続いて、第2項について、第1段階の保険料につきましては、第6期の保険料と同じく、国、県、市町村による低所得者に対する保険料軽減がございますので、前項第1号の金額ではなく3万2,280円とするものでございます。

次に、第5条につきましては、保険料基準額を10円単位と今回させていただきましたので、年度途中の資格取得、資格喪失に係る保険料の端数処理につきましても、100円単位から10円単位とするものでございます。

次に、4ページから5ページにかけてでございますが、第9条及び第10号につきましては、保険料の徴収猶予及び保険料の減免について、刑事施設に收容されている者に対する保険料給付は介護保険法により制限を受けることから、これらの者に対する保険料の減免等の規定を第5号として新設するものでございます。

なお、この条例につきましては、平成30年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしく申し上げます。この介護保険料の算定については、葛城市の第7期介護保険事業計画というもので細かく実績と見込みとして、表とかを出されております。私はこれが、パブリックコメントにかかっているということでちょっとホームページから引き出して、拝見して、そして第6期と比べさせていただきまして、保険料の算出のあり方が、私も議員になったばかりで、前期のことはわかりませんので、ちょっと基本的なことになりますけれどもお伺いしたいんです。皆さん方にはこの第7期介護保険事業計画概要版というのが配られておられますので、このページでいくと9ページ、10ページのところに介護保険費見込み、及び事業見込みがあつて、そして第7期の保険料の基準月額というものが計算式として出てきているわけです。実は、第6期と今回の第7期を比べてみまして、ちょっと大きな違いがあるので、おやっと思ったことがあるんです。1つは介護予防給付費というもの、介護給付の実績と見込みというところでありまして、ここにおいて6期と7期と大きな項目、全くなかった項目があるような気もするんですが、どういうことでそういうことになったのかちょっと教えていただきたいんです。これは大きな制度の改正だというふうに思うんですけれども、お願いします。

**西井委員長** 森井課長。

**森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** 長寿福祉課の森井です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

質問の内容としましては、計画の中での給付費に占めます、特に予防給付の中の第6期と第7期の違いということをおっしゃっていると思います。一番大きく変わっておりますのは、手元の資料、8ページ、(1)の介護予防サービス、表の中の2段目にあります①介護予防訪問介護、この部分が斜線になっております。それと、⑥介護予防通所介護、この部分につきましても斜線になっております。この2つは地域支援事業におきます総合事業に、平成29年度からみなしという形で擁しております。したがって、今、読み上げましたこの表の平成29年度中の数値も見ていただきますと、実績値、ほぼ実績の見込みが出ておりますが、①の介護予防、訪問介護の方につきましても、平成29年度から激減している形になっております。それと、同じく介護予防通所介護の方も、平成29年度の途中から減るという形になっております。これは請求のおくれて入ってくる分もございますので、平成29年度からこのような形になっていると。その分比較する数字が載ってございませんが、次のページをめくっていただきまして、10ページ、上の表にあります標準給付費と中期支援事業費の見込み、その中にあります地域支援事業費見込額、そのうちの介護予防日常生活支援総合事業費、この分が第6期の表がございませんので比較していただくことができませんが、ここにこの数値が入ってございます。予算額にして7,500万円ほどの額がこちらの方へ移ってと記憶しております。

以上です。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 私もちょうともうひとつよくぴんとわかっていないんですが、大きな制度変更があったんだろうなということで、お金の大きな移りがあるということで、ちょうどきょうお配りいただいた8ページ、この斜線があるところ。この介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、これは要支援の方の分が外れたからこういう形になっているのでしょうか。つまり要介護と要支援者それぞれサービスが受けれるという、旧来はそういう制度だったと思うんですけども、つまり介護保険の給付サービスが受けれるということだったと思うんですけども、それが変わったからこういうふうになったということなんですか。

**西井委員長** 森井課長。

**森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** ただいまのこの2つの事業ですが、今現在も総合事業という形で、予防事業としてお受けいただくことができます。その分が移っているという形になります。平成29年度から移るという形になっております。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 保険料が上がって、給付サービスの方が、ある意味で一部はされないものが出てくるということで、これも今、介護保険の財政が非常に厳しいということで、こういう形で給付の面でもサービスが落ちてきているのか。

**森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** そのまま移っております。

**谷原委員** わかりました。

**西井委員長** 谷原委員、これ以上質問はできません。

ほかに質疑はございませんか。

ほんなら、谷原委員、今の続きをやってもらって結構です。

**谷原委員** ちょっと条例とは少し離れるかもわかりませんが、介護保険事業計画を見させていただきまして、要は総合計画の部分だと思うんですが、地域の介護の支援事業というんですかね。1 ページでいうと、地域ケアネットワークの推進と整備ということですかね。地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備というところで、できるだけ地域の方で支えていこうという方針だろうと思うんですけども、ちょっと条例とは離れるんですけども、介護サービスの充実ということに関係すると思いますのでお伺いしたいんですけど、これ、第6期と第7期と大きな記述の変更がないんですよね。だから、実態としてその事業がどの程度進んでいるのかということをお伺いしたいんです。これはサービスを受ける側とすれば、今度、介護保険料が上がるわけですから、この地域ケアネットワークの整備というところがどの程度進んでいるのかなということをちょっとお聞かせ願えたらありがたいので、よろしくをお願いします。

**西井委員長** 森井課長。

**森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** 長寿福祉課の森井です。

表の中でいきますと、先ほど概要版をお持ちだと思いますので、その中で4 ページ、ここに施策の展開の下のところ、葛城市が目指す地域包括ケアシステムの姿という形で、谷原委員がご指摘の地域ケアネットワークという形の内容をまとめさせていただきました。これ、もともとから地域包括ケアというのは、前6期からも引き続き行ってきております。完全なものとして動いているわけではなくて、これを強化していくというのが今回の目標でございます。特にこの表につきましては、今回、計画の中に新たに設けまして、葛城市の状態を把握した上でこれを強化していくという形で計画を練っております。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。私の問題意識は、法改正によって要介護は給付サービスをしっかり受けられるけれども、言ってみれば、要支援については給付サービスから外れたということで、今回のこの地域包括ケアシステムの推進ということをやっぱりやっぺいかなければいけないということで、ここを強化していかなければいけないということだろうと思うんです。実際、これを、表が4 ページのところに出ておりますけれども、地域で高齢者を支える体制づくりという左上のところ、やっぱり4つ丸がついておりまして、生活応援サポーターというふうな形で、ある意味では地域の方のボランティアに頼らなければいけないとか、そういうことが出てまいっております。健康長寿を実現するまちづくりでも、老人クラブなど、健康づくりのために、これも各大字ごとのコミュニティが支えていくということになってくるんだろうと思うんですね。だから、この点がどの程度の進捗になっているのか。これ、一番、私は大変なところだと思っているんです。その点について議員もその問題意識を共有しながら、地域で本当に支えていくんだとすれば、やっぱり真剣にやっぺいかなければいけないところなので、そこをちょっとどういう進捗かお聞かせ願えますでしょうか。

**西井委員長** 森井課長。

**森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** 長寿福祉課の森井です。



まず、今、ご質問いただきました地域で高齢者を支える体制づくりの中にあります、生活応援サポーターの今現在の現状でございます。これ、平成28年度からバウチャー制度の構築というふうな形と、また県の補助金等をいただきながら、平成28年度に13名のサポーターを養成しております。そして、平成29年度、今年につきましても、養成講座を実施しまして20名の方を養成しております。ただ、この内何名かはちょっとできないよというお話もいただいておりますので、今現在の登録者数は30名となっております。ちょうど研修が終わったタイミングに合わせまして、2月には広報で、こういった事業をしていますよということを皆様にお知らせするというところまで来たところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** わかりました。また、これについては後で説明があるということは今ちょっと事務局の方から教えていただいたんですが、協議会で説明を受けるということなのでありますけれども、ただ、私の気持ちとしては、言ってみれば、高い介護保険料を支払っていると。それが、また上がっていくということで、つまり支払いの方はどんどん負担がふえていくんだけど、サービスの方は先ほどちょっと触れましたけれども、要支援の方については旧サービスが外れていくという、これは国の制度でいたし方がないところがあるかと思うんですけれども、この点についてはもう少し検討していただかなければならないのかなと思うんです。そういうことでちょっとご質問させていただいたわけです。ちょっと私の認識に間違いがあったら、よろしくをお願いします。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

谷原委員のご質問でございますが、総括的な制度の方向性についてのご説明ということでさせていただきます。

先ほど介護予防の関係について、数字が違ってサービスがひょっとしたら切り下げられたんじゃないかというふうなご心配の質問がございましたが、先ほど課長の方の説明でも申しましたように、地域支援事業あるいは日常生活支援総合事業という形で、これ、従来は介護予防については、要支援の1、2の方しか受けられなかったサービスであると。その介護保険の外側に、さらに補助事業等で要介護あるいは要支援ではない方たちを対象のサービスもあったと。このあたりを、整理、統合いたしまして、場合によったら、です、これ、移行先の今、介護予防日常生活支援総合事業の方につきましては、逆に言いますと、要支援の方だけではなくて、状況によってはそれ以外の方についてもそのサービスの対象になるよといったことで、幅広くサービスを受けられる体制にはなっておりますので、そういった意味では制度的には、決して委員がご心配いただいているような、むしろ対象が狭まったのではないかということではございません。

ただし、やはり今、保険料の金額にも触れていただきましたけども、介護サービス全体は日本国全体が向かっている、いわゆる高齢化ということで高齢人口が多くなっていく中で、どうしてもサービスを利用なさる方が多くなっていく。その方たちにしっかりとしたサービ

スを提供しながら、持続可能な制度設計をしていくためにどうするかということで、サービス全体の枠組みの見直し、これもご案内のとおり、例えば、特別養護老人ホームという非常にフルパッケージでサービスをするというふうなサービスにつきましては、基本要介護の3以上でないと入れないとか、そういったサービスのいろんな基準を見直ししながら、持続可能な制度設計をしていくという中の一環でございますので、ここにつきましては対象の方をちゃんと見きわめながら適正なサービスに導くということをやっていないと、それぞれの現場現場では、やはり委員がご心配なさるような、本当はサービスが必要なんだけど受けられないというふうな状況が生じてしまっただけではないので、そういったところについては、制度の運用については、これは地域包括支援センターが中心になってしっかりと地域の実情を把握しながら、さらに保険外の皆様のいろんな住民パワーもいただきながら、全体として住みなれたまちで暮らしていく、暮らし続けられるというふうな社会を実現するという、いわゆる地域包括ケアの実現に向けて進んでいくと。全体としてはそういう枠組みになっておりまして、個々の算定等につきましてはいろいろと難しいところもあるわけですが、保険料を上げざるを得ないと、そんなところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** どうも私の質問の意図がちょっとすれ違うのかもわからないんですけど、サービスは当然落としませんよということはそういうことで努力していかなければならないし、我々も努力していかなければならないんですが、要は、給付の方ですね。給付の方がどうなっているのかということをお伺いしたかったんです。つまり、要は、さまざまな業者さんがおられて、そういう業者さんがさまざまなサービスを提供されておられます。葛城市でも、これまで訪問で、特に生活支援という形で、例えば、家の中の清掃とか、そういうふうなことで利用されていると。そういうことに対して要支援の方が利用されていることについては、これまでは、要はそういう事業者に頼んだことに対するサービスについて、一定介護保険の方から負担割合はあると思いますけれども、給付されてきたと思うんですけども、そこら辺がサービスとしては当然、先ほど副市長がおっしゃったように方向性としてはそういう方向性かもわからないけど、給付の方がどうなったのかと、要支援の方ですね。それについてどうなのかということをお聞きしたいんです。

**西井委員長** 森井課長。

**森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** 長寿福祉課の森井です。

ただいまの谷原委員さんからのご質問の内容、これはみなしで、先ほどの2つのデイサービス、ホームヘルプサービス、この2つに対してみなしの給付をしておるところで、各自自治体で本来の国の基準額は今単価を下げるができるということで、周辺の自治体によりましたら、単価を市で決めて下げておられる自治体も出てきております。

ただし、葛城市におきましては、周辺自治体さんと協議をしております、今現在も旧来のみなしの単価のままで行っております。したがって、6期の時点の単価からは下げずに、今も引き続き給付を出しております。ただ、これ、問題点としまして、当然、単価を下

げるといことは本人負担が下がる。ただし、事業主さんはとても大変ということで、そこから辺のバランスを考えながらも、葛城市単独ではなくて周辺自治体さんと協議しながら単価の方を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

梨本委員。

**梨本委員** 今の給付の話も周辺自治体さんとちょっと協議しながらというお話があったんですけども、今回、保険料に関して言うと、6万円が7万1,520円、月額にすると5,960円ということで、結構な上げ幅になってくると思うんですね。その辺、他の自治体さんではどういう状況なのか。これだけ960円上がっていると、この要因についても少しお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

**西井委員長** 森井課長。

**森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** 長寿福祉課の森井でございます。ただいまの梨本委員さんからのご質問で、保険料の上昇の要因につきましてでございます。

今回、基準月額にしまして5,960円ですので、値上がり幅というのは960円ということになります。その内訳の概略なのですが、当然、介護給付費の自然の増加分といたしましては約613円ぐらいが該当してまいります。それ以外の影響額としまして、1号被保険者の負担割合、先ほど部長の説明でも出ておりましたが、22%から23%、保険給付費100%のうちの50%が税です。その残りの分につきまして、1号被保険者と2号被保険者で負担割合が決まっております。そのうちの22%であったものが1%ふえておりますので、この分で影響します額は259円という形になってまいります。

あと、介護報酬の改定と消費税の改定、処遇改善の見直しというふうな形になってまいります。それで約88円影響して、960円の額が上がっているという状況でございます。

それと、他の自治体との比較なのですが、葛城市の今現在の状況は、12市中、上から6番目の金額となっております。上といたしますのは、低い額からの順位でいきますと6番目の順位となっております。

あと、要因という中では、毎回、議会でも議論されます基金の残高ということがございます。葛城市の今現在の基金の年度末の残高は、2,600万円程度を想定しております。他市町村はほぼ私どもより額が多くて、葛城市以外の11市については全て基金を今回崩されて、介護保険料を抑えておられるという状況でございます。

以上です。

**西井委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 今、ご答弁をお聞きして、葛城市はちょっと基金が少ないんだと。これを取り崩すこともちょっとできないというようにお聞きしているわけなんですけれども、この基金がたまってこなかった、これが今回取り崩せないというような要因があれば、なぜここまでこれほど基金がたまってこなかったのかということについて、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 過去、基金がたまっていた時期もございました。それにつきましては、当然、その当時、全て取り崩しておりますが、今回、第6期の基金残高は2,900万円程度でしたので、想定どおりの計画であったので基金に積みたてることはできなかったということです。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 今、ご答弁いただいたように、葛城市はそもそもサービスは高く、コストは低くということで適正な単価を負担していただいていたんだと。その余分な分がたまってこなかったということが現状ではないかなと思います。しかしながら、市民の方がこれを納得していただけるのか、本当にそれがちゃんとわかっていたかということところが、私、大事なことだと思うんです。そのあたりも含めて、担当課にはしっかりと市民の方に啓蒙をしていただけるということをお約束していただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 保険料のことについてちょっとお伺いします。これは第5期、第6期、第7期とかなり上がってきていると思います。ちょっと第5期が幾らで、第6期が幾らで、今度、第7期が幾らになるのか、これについてお願いします。上がる要因は、当然、これは皆さんのサービスをみんなで支えるという保険制度のあり方ですから、当然サービスを受ける方がふえたらふえていくということだろうと思うんですけど、そこら辺、その上がる要因についてちょっとお伺いします。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井でございます。

まず、第5期、6期、7期の保険料でございます。葛城市の第5期、平成24年から平成26年までの保険料月額、基準額につきましては4,100円でございます。6期、平成27年から平成29年までの期間につきましては、皆様ご存じのように5,000円という形になります。このとき、約22%値上げをさせていただいております。今回、7期につきましては5,960円、約19%の値上がりという形になります。

それから、要因ですが、先ほども申し上げましたように、1号被保険者の割合というものもまず1つ挙げられますのと自然増加。それと、介護報酬の改定ということでこういった上昇が起こっております。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 要因として挙げられたことで、どうしても高齢者の方がふえていくということが大きなことになっていくわけでありませうけれども、市民の中には、「私は元気や」と、元気なのに介護保険料だけはずっと上がって行って、「元気なんだから、皆さんを支えるんだから、それは結構なことです」というふうに私らも説明しますが、やっぱり一方的に上がっていくと。

「わたしらに対して何かのサービスはないのか」というふうに、保険制度としてあり方がちよつと違うんですけどもというふうなことで訴えさせていただいているところなんですけれども、この引き上げ幅がやっぱりどうしても20%ずつ3年に1回上がっていくということに対して、今年度はさらに国保税の引き上げということもありますので、大変市民の皆様には厳しい批判を受けるだろうというふうに思っておるんです。そういう点では、先ほど述べました声もあるということをちよつとお伝えさせていただいて、以上とします。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方おられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。谷原委員。

**谷原委員** 介護保険料の引き上げについては、先ほどの国保税と同じように、これもやはり国の制度の中で決められたことを、一番市民に近い、国民に近い地方自治体が実際にはやっていくということになるわけで、制度の大きな枠組みということがあるわけでありましてけれども、その点について国の責任は私は大きいと思っております。その中で、この介護保険料の今回の引き上げについては、葛城市としてはやむを得ないという部分があるかもわかりませんが、私は市民の立場に立てば、こういうふうに3年に一度の改定ごとに引き上げられていくことについては、反対いたしたいと思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに討論はありませんか。

梨本委員。

**梨本委員** 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

現在、葛城市は4人に1人が高齢者であります。平成37年度には団塊の世代が後期高齢者となる状況を見据えた第7期の介護保険事業計画が作成されております。この計画に基づいて介護保険料が見直された結果が、今回の約19%の上昇になっているというふうに考えております。

要因につきましては、要介護認定者の増加と市内における施設サービスの整備が進む中、奈良県医療構想と介護保険事業計画との連携による医療の長期療養病床から介護保険施設への転換が推し進められることにより、このような上昇が見込まれているというふうになっているんだと思います。他の自治体では介護保険準備基金を投入して介護保険料の上昇を抑えている自治体もありますが、葛城市においては基金の保有残高が少なく取り崩しができない状況において、月額5,960円と見込まれた保険料の設定は本当に苦渋の選択であったことと推測いたします。

また、この計画は地域包括ケアシステムの進化、推進に加えて、障がい者を含めた地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備も位置づけられており、本市の介護保険事業

の充実と適正な運営に取り組まれることを切にお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

**西井委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第8議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**西井委員長** 起立多数であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第9号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

巽保健福祉部長。

**巽 保健福祉部長** 保健福祉部長の巽でございます。

それでは、議第9号、葛城市指定介護予防支援等事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。

資料につきましては、先ほどの資料と同じ資料で7ページが議第9号という形になります。

まず、この条例が適用される介護予防支援事業所は市の地域包括支援センターのみとなりますので、報告させていただきます。

まず、条例の基準となる国の基準省令が改正されたため、所要の改正を行うものですが、改正部分が多数となりますので、引用法令の条ずれや、また、文言整理を除き、主要な改正のみについてご説明申し上げたいと思います。

資料の8ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の第4項につきまして、障害福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合など、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との連携の義務づけを追加するものでございます。

次に、第5条2項に、公正中立なケアマネジメントの確保のため、事業者が利用者との契約に当たり、利用者は複数の介護予防サービス事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することの義務づけを追加するものでございます。

次に、9ページでございますが、同条第3項を新設し、介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して入院時に担当職員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することの義務づけを追加するものでございます。

次に、13ページをお願いしたいと思います。

第31条第1項第15号を新設し、介護予防サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に

関する問題や服薬状況、また、モニタリング等の際に担当職員自身が把握した利用者の状況等について、担当職員から主治の医師等に必要な情報伝達を行うことの義務づけを追加するものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

同条同項第23号を新設し、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることと前項に規定されていますが、この意見を求めた主治の医師等に対して、ケアプランを交付することへの義務づけを追加するものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第10号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部の異でございます。

それでは、私の方から、議第10号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

資料につきましては、先ほどと同様の資料で17ページ以降がこの議第10号になりますので、よろしくをお願いいたします。

条例の基準となる、これにつきましても国の基準省令が改正されたため、所要の改正を行うものですが、これも同じく改正部分が多数となりますので、介護医療院サービスが創設されるに伴うサービス名の追加の改正及び国の基準省令の条ずれ等、及び文言の改正を除

き、主要な改正についてのみご説明させていただきたいと思います。

なお、この条例が適用される地域密着型サービスは、市内では地域密着型通所介護事業所が7事業所、認知症デイとグループホームがそれぞれ2事業所のほか、葛城市の指定を受けている市外の事業所にも適用されるということでございます。

それでは、17ページから説明させていただきます。

まず、障がい者が65歳になって介護保険の被保険者となったときにも、使いなれた障害福祉サービス事業所を利用できるようにするため、新たに第3章の2、地域密着型通所介護に、第5節、共生型地域密着型サービスに関する基準を新設するものでございます。

これに伴い、19ページ、第1条の趣旨に法根拠となる引用する条の追加、それと20ページ、第2条第6号として、共生型地域密着型サービスの定義を新設するものでございます。

次に、第3条第3項について、指定に関する基準の緩和として、今まで申請ができる者を法人と限定していたのを、看護小規模多機能型居宅介護に限り、病床を有する診療所を開設しておる者においても申請が可能としたものでございます。

次に、21ページ定期循環随時対応型訪問看護では、第5条について、訪問介護員等の養成講座修了者の要件を介護職員初任者研修過程修了者に限ることとしております。

次に、22ページをお願いします。

第6条第2項について、オペレーターに係る基準の見直しとして、オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の3年以上の経験について、1年以上に変更するものでございます。

次に23ページでございます。

第32条第3項について、同じくオペレーターに係る基準の見直しとして、日中についても利用者へのサービス提供に支障がない場合には、前項に規定する他の事業所の従業員の兼務を認めることとするものでございます。

同じく23ページの第39条第1項につきまして、市の職員の要件であったり、また介護医療連携推進会議の開催頻度の緩和として、年4回、3カ月に1回から、年2回、6カ月に1回とするものでございます。

それと、第39条第4項について、利用者の全てが同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住している場合、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化するものでございます。

次に、24ページでございますが、夜間対応型訪問介護では、第46条について、訪問介護員等の養成講座修了者の要件を介護職員初任者研修過程修了者に限るとするものでございます。

次に、25ページでございます。

第47条第2項について、オペレーターに係る基準の見直しとして、オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の3年以上の経験について、1年以上に変更するものでございます。

次に、25ページから27ページまでの間でございますが、地域密着型通所介護では、目次でも説明させていただきましたが、第5節の追加で、59条の20の2及び59条の23について、障



害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして、新たに基準を設定するものでございます。

次に、28ページをお願いします。

認知症対応型通所介護では、第65条について、共用型認知対応型通所介護の利用定員の見直しとして、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を1施設当たり3人以下から、1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下に見直すこととするものでございます。

次に、29ページ、認知症対応型共同生活介護では、第117条第7項を新設し、身体的拘束等の適正に係る規定を新たに追加するものでございます。

次に、30ページでございます。

地域密着型特定施設入所者生活介護では、第138条第6項を新設し、先ほどと同様、身体的拘束等の適正に係る規定を新たに追加するものでございます。

次に、31ページから32ページにかけてでございますが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では、第157条第6項及び第82条第8項に、これらも先ほどと同様に、身体的拘束等の適正化に係る規定を新たに追加するものでございます。

また戻りまして、31ページ。

第165条の2を新設し、入所者の医療ニーズへの対応として、入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応、その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務づけるものでございます。

次に、33ページから38ページまでの間でございます。

看護小規模多機能型居宅介護では、第191条以下各条において、サービス提供量をふやす観点及び効率化を図る観点から、サービス提供体制を維持できるよう配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を創設するものでございます。

次に、39ページから40ページにかけて、病床の転換における基準緩和について、附則第10条から第12条までにおいて、一般病床等から地域密着型介護老人福祉施設に転換する場合の基準を、国の基準省令が平成36年3月31日までに延長されたことを受け、同様の延長の規定をするものでございます。

次に、41ページでございます。第15条及び第16条については、先ほどと同様に、地域密着型特定施設入居者生活介護への転換を行う場合の基準の緩和について、新たに規定を追加するものでございます。

なお、この条例につきましては、平成30年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 私、この議案の提案を見させていただいて、本当に今の介護保険制度における各種サービ

スの非常に多様なこと、また今度、介護医療院ですか、新設されるということで、担当者の方も大変だろうと思うんですが、審議する我々も市民目線でこれをどう審議していいのか、いつも、私ももらったときもなかなか勉強しきれないというか、何かわかりやすいものがありましたら、全体像を把握する何かありましたらいただかないと、何が何やらさっぱりわからんまま議論が進んでいくということになりますので、ちょっとできましたら、これは新人議員だからこそ言えることだと思いますので、今回、本当に何かそういうものがありましたらちょっとお願いしたいのと、これから我々も勉強していきますので、ちょっとお時間をとることになるかと思えますけれども、そこは懇切丁寧なご説明をいただけたらありがたいということで、まず最初に申し述べておきます。

その上でちょっと質問なんですけれども、私、今回のこの案を見て、ちょっと読んだだけでも気になることは、きょういただいたもので25ページのところのちょうど真ん中の、2、オペレーターというところですね。第47条の2、オペレーターということで、訪問型の場合に最初に連絡を受ける方だろうと思うんですけども、オペレーターが旧来は3年以上となっているのが1年以上とかとなっていたり、同じページで上のところに、また、24ページのところもそうですけれども、これは具体的に赤字のところを、修正のところで詳しく書いたということなのかもわかりませんが、それまでは訪問介護員等ということで、その資格として介護福祉士となって、または云々となっているんですけど、そこに介護職員初任者研修過程を修了した者に限るというふうになって、いわゆるその専門員の方の基準なりをどんどん緩和していったような気がするんです。だから、そういう意味では、確かに介護職につかれる方が余りふえない中で、サービスをどんどん提供していかなければならないから、こういうふうな基準緩和が進められているのかなとは思いますが、その方向性というのはどういうことなのでしょう。ちょっとお伺いしたいと思います。

**西井委員長** 森井課長。

**森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** 長寿福祉課の森井です。ただいまの谷原委員からご質問いただいております専門員等の基準の緩和につきましてでございます。

本条例は、もともと国の基準の省令に基づいて制定しておりまして、省令の方で今回緩和されてきている状況でございます。ご指摘の夜間対応型の事業所につきましては、今現在、葛城市では施設がございませんで、基本的には省令に合わせた改正を今回させていただいて、今後、今ご指摘の部分、緩和することによって問題が出てくるようであれば、それが市の参酌できる部分ということであれば、市に合わせていくという形で進めていかせていただきたいと思います。現在は、この基準に合わせさせていただきたいと考えております。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。

**西井委員長** ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 今、新人の方だからわかりにくいと、私ら長いことやっててもなかなかわかりにくいんですけども、全て聞くわけにはいかないですけど、総じて出てくるのが、介護医療院を加える

という言葉がそれぞれの項目によく出てまいります。この意味すらわかりにくいんですけども、今、ご答弁にあったように、葛城市では今のところないんだということですので、葛城市を見渡してもないものを理解するというのも難しいわけですけど、審査する以上、これはどういうことなのか、この部分だけで結構ですので、ご答弁をいただきたいと思います。

**西井委員長** 森井課長。

**森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** 長寿福祉課の森井です。

ただいま藤井本委員からご質問ありました介護医療院につきましては、先ほど概要版の見ていただきたいんですが、この中でも掲載させていただいておりまして、特にこの名前が出てくるのが、9ページ、介護給付費の見込みというところの(5)施設サービスというところに出てまいります。このところには、先ほどもありました横線が入っているという部分、それで、今回私どものこの計画の中でも、③介護医療院につきましてはずっと数字が入ってございません。どういうことかと言いますと、その下にあります介護保険の方で出しております介護療養型医療施設の方が、本来でしたら平成30年3月で一旦終了する予定でしたが、6年延長されましたことと、それと、介護医療院への転換を図っているということでございます。

今回、この介護医療院につきましてはその形で、転換先としましては、介護医療院等老人保健施設ということになっておりますが、その受け皿としてつくられた施設とお考えいただきたらと思います。それに合わせまして、今回の条例にも、こういった文言を追加させていただいております。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** この冊子の9ページを見せてもらって、介護医療院のところは斜線を引いています。第7期のところを見ると、ゼロとなっている。具体的にこの施設サービスの中の介護医療院ってどんなものなのかというところ辺から教えてもらわないと、本当にわからない。今までの制度ではない。新しく制度ができるわけですが、葛城市としては7期の見込みもないという部分ですので、それを審査しているわけですから、簡単で結構ですので、例えば、新しくこういうふうな考え方ものができるんやでというレベルで結構ですから、教えてほしいということをお願いしたいと思います。

**西井委員長** 森井課長。

**森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** ただいまの概略ということになりますと、介護医療院といえますのは、病院の中にあります医療でも長期療養棟として療養病棟というのがございます。その分の受け皿という形で、介護医療院の方に移行していくという考え方で設定されております。概略としましては、長期療養型の医療系の施設という形になってまいります。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 想像でしかまだわからないですけど、そういうことが可能になるということ、病院でもこういうことが可能になるということなんですよ。

**西井委員長** 森井課長。

**森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** 介護医療院がこういったものかでございますが、今現在

の療養病床というふうな形で介護医療院が設立されておりますので、イメージとしましては、そのような施設サービスとして利用していただくという施設になります。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第10号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時58分

再 開 午後 1時30分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、議第11号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部の異でございます。

それでは、ただいま議第11号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

先ほどと同様の資料の43ページ以降がこの新旧対照表でございますので、よろしく願いいたします。

この条例につきましても、基準となる国の基準省令が改正されたため、所要の改正を行うものですが、これも改正部分が多数となりますので、介護医療院サービスが創設されることに伴うサービス名の追加の改正及び国の基準省令の条ずれ等、及び文言の改正を除き、主要な改正についてご説明いたします。

なお、この条例が適用される地域密着型介護予防サービスは、市内では、認知症デイとグループホームがそれぞれ2事業所のほか、葛城市の指定を受けている市外の事業所にも適用

されます。

資料の44ページをごらんいただきたいと思います。

介護予防認知症対応型通所介護では、第9条について、共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直しとして、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、1施設当たり3人以下から1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下に見直すこととするものでございます。

次に、45ページ以降でございますが、介護予防認知症対応型共同生活介護では、第78条第3項を新設し、身体的拘束等の適正化に係る規定を新たに追加するものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第11号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第6号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

和田部長。

**和田教育部長** 教育部長の和田でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第6号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これが平成29年4月26日に公布されたことによりまして、本条例に引用しております就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、これが改正されましたことにより、その法律の第3条第9項までの間に2項追加されたことによりまして、本条例の項ずれが起きましたことによりまして改正を行うものでござい

ます。

具体的には、新旧対照表の12ページでございますが、こちらの方で本条例の第15条第1項第2号、この中に同法第3条第9項と記載がございますが、これが2項追加されたことによりまして、同法第3条第11項という項ずれが起きたというものでございます。

この条例の方、施行期日は本年4月1日でございます。

ご審議の方、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第18号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

和田教育部長。

**和田教育部長** 教育部長の和田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第18号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書、まず、1ページの方をお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億2,638万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億5,857万5,000円とするものでございます。

第2条では、繰越明許費の方をお願いするものでございます。

それでは、分割付託されております厚生文教常任委員会の所管に係る部分についてご説明を申し上げます。

7ページの方をお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。3款民生費、2項児童福祉費では、磐城小学校区学童保育所整備事業で1,360万円、8款教育費、4項幼稚園費では、磐城小学校附属幼稚園改築事業で2,500万円、幼稚園空調機器設置事業で1,932万2,000円、9款災害復旧費、4項教育施設災害復旧費では、史跡屋敷山古墳災害復旧事業で2,303万円でございます。

それでは、歳出の方から、事項別明細書によりましてご説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

まず最初に2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、7節の賃金でございますが、150万円の減額でございます。

次に、17ページでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金では、1億4,244万4,000円の追加でございます。それから、2目国民健康保険医療助成費の方でございますが、28節繰出金1,048万2,000円の追加でございます。次に、4目障害者福祉費の方では、13節委託料で100万円の減でございます。

同じく4目の障害者福祉費の方で20節扶助費の方でございます。4,698万円の追加でございます。次に、10目臨時福祉給付金事業費（経済対策分）でございますが、19節負担金補助及び交付金で1,441万5,000円の減額でございます。11目臨時福祉給付金事業費では、23節償還金利子及び割引料で2,544万3,000円の追加でございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、19節負担金補助及び交付金で26万2,000円の追加でございます。2目児童措置費では、20節扶助費で1,760万5,000円の追加でございます。次に、3目保育所費でございますが、7節賃金で2,495万円の減額、11節需用費で43万4,000円の減額、15節工事請負費では47万4,000円の減額でございます。次に、4目児童館費では、7節賃金で1,458万6,000円の減額、13節委託料では112万1,000円の減額でございます。次に、7目こども・若者サポートセンター事業費の方でございますが、7節賃金で166万5,000円の減額でございます。

次に、3款民生費、4項生活保護費、2目扶助費の方でございますが、20節扶助費で4,000万円の減額、23節償還金利子及び割引料で362万7,000円の追加でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、6目保健施設費では、13節委託料で57万円の減額、7目環境衛生費では、13節委託料で165万円の減額でございます。

同じく、19節負担金補助及び交付金で150万円の減額でございます。次に、8目火葬場費でございますが、14節使用料及び賃借料で57万9,000円の減額でございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費の方でございますが、11節需用費で2,000万円の減額、13節委託料で1,530万円の減額でございます。次に、3目し尿処理費の方でございますが、13節委託料で150万円の減額、19節負担金補助及び交付金で546万8,000円の減額でございます。次に、4目地域循環型社会形成推進事業費の方でございますが、13節委託料で750万円の減額、15節工事請負費で3億6,100万円の減額でございます。

次に、23ページでございます。

6款土木費、4項都市計画費、2目公共下水道費の方でございますが、28節繰出金で2,047万1,000円の減額でございます。次に、3目公園管理費の方でございますが、11節需用費で60万円の減額でございます。

次に、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、7節賃金で81万3,000円の減額、13節委託料で43万円の減額でございます。14節使用料及び賃借料で71万2,000円の減額でございます。18節備品購入費で46万4,000円の減額でございます。28節繰出金で251万7,000円の減額でございます。

めくっていただきまして、2項の小学校費の方でございます。まず、1目の学校管理費の方でございますが、7節賃金で99万円の減額、11節需用費で357万8,000円の減額、13節委託料で51万円の減額、2目教育振興費の方でございますが、20節扶助費で200万1,000円の減額でございます。次に、3項の中学校費の方でございます。1目学校管理費の方では、7節賃金で50万円の減額、11節需用費で291万3,000円の減額でございます。

次に、2目教育振興費の方でございますが、20節扶助費で46万3,000円の減額でございます。次に、4項幼稚園費の方でございます。1目幼稚園管理費では、7節賃金で730万円の減額、11節需用費で107万3,000円の減額、15節工事請負費の方では1,932万2,000円の追加でございます。

次に、25ページの方でございますが、5項社会教育費の方でございます。まず、3目文化財保護費の方でございますが、19節負担金補助及び交付金で183万5,000円の減額でございます。次に、4目公民館費の方でございますが、13節委託料で90万円の減額でございます。次に、5目コミュニティセンター管理運営費の方でございますが、7節賃金で8万円の追加でございます。次に、6目文化会館費の方でございますが、8目報償費で40万円の減額、11節需用費で460万円の減額、13節委託料で280万円の減額、14節使用料及び賃借料で460万円の減額でございます。次に、8目歴史博物館費の方でございますが、7節賃金で5万9,000円の追加、13節委託料で637万2,000円の減額でございます。次に、6項保健体育費の方でございます。まず、2目体育施設費の方でございますが、7節賃金で50万円の減額、11節需用費で156万円の減額、13節委託料で190万1,000円の減額でございます。

次に26ページでございます。9款災害復旧費、4項教育施設災害復旧費、1目文化財災害復旧費の方でございますが、15節工事請負費で1,700万円の追加でございます。

次の27ページでございますが、11款諸支出金、1項基金費、8目体力づくりセンター整備基金費の方でございますが、25節積立金で200万円の減額でございます。

それでは、続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の方でございますが、1節社会福祉費負担金の方では44万3,000円の減額、2節児童福祉費負担金の方では947万2,000円の追加でございます。同じく、2項国庫補助金の方でございますが、まず、2目民生委員国庫補助金では、1節社会福祉費補助金で766万2,000円の減額、2節児童福祉費補助金の方では765万円の減額、4節臨時福祉給付金事業補助金経済対策分でございますが、1,441万5,000円の減額でございます。次に、3目衛生費国庫補助金の方でございますが、1節保健衛生費



補助金で1億1,985万円の減額でございます。

次の11ページでございますが、6目教育費国庫補助金で3節幼稚園費補助金の方でございますが、374万9,000円の追加でございます。次に、7目災害復旧費国庫補助金でございますが、1節教育施設災害復旧費補助金で、1,190万円の追加でございます。

次に、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の方でございますが、1節社会福祉費負担金で1,239万2,000円の追加、2節児童福祉費負担金で632万8,000円の追加でございます。次に、2項の県補助金の方でございますが、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金で303万9,000円の減額、2節児童福祉費補助金で515万1,000円の減額、次に、3目衛生費県補助金の方でございますが、1節保健衛生費補助金で16万3,000円の減額でございます。

めくっていただきまして、7目教育費県補助金でございますが、2節社会教育費補助金で100万円の減額でございます。次に、8目災害復旧費県補助金の方でございますが、2節教育施設災害復旧費補助金の方で420万円の追加でございます。

次に、15款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入でございますが、1節物品売払収入で780万円の追加でございます。

次に、13ページの方でございますが、19款諸収入、3項雑入、4目雑入、2節雑入の方でございます。これが182万5,000円の減額でございますが、このうち本委員会に付託されているものでございますが、体力づくりセンター運営収益金で200万円の減額、休日診療所交付税配分金で146万4,000円の追加、生活保護施設事務費返還金の方でございますが、382万6,000円の追加でございます。

以上が当委員会の所管に係るものでございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** よろしくお願ひします。

18ページの3款民生費、2項児童福祉費、ほかにもあるんですけども、3目保育所費の7節、この2495万円賃金減額になっておるんですが、これはどういった経緯でしょうか。

**西井委員長** 松浦課長。

**松浦子育て福祉課長** 子育て福祉課の松浦でございます。よろしくお願ひいたします。

保育所賃金減額補正なんですけれども、公立保育所には、現在、正規職員保育士27名、嘱託員保育士16名、非常勤職員30名が勤務しております。その中の非常勤職員保育士の賃金に係る減額補正になります。

当初見込んでいた職員数と嘱託員人数が、職員2名と嘱託員1名増加したことにより、その分、アルバイト職員3名の減額となったことと、それと、保育士を募集しますが、応募者が少ない上、非常勤職員保育士の勤務形態が短時間契約の保育士が多いため、実際の雇用人数よりも7名分が不用となりました。そのための減額と、それと、また支援を必要とする園

児が1対1ではなくて、障害の程度により園児2人と保育士1人の加配体制でいけるようになったことも賃金の減額の主な要因となります。保育士に係る人数に関しましては、シフトを工夫するなどして運営しております。

それと、看護師賃金減額補正がマイナス171万円です。1月現在、看護師が確保されていないため減額補正するものです。ゼロ歳の乳児が9名在園すると、看護師を置かなければならないという基準がありますが、ゼロ歳は当該年度に1歳になる子どもが順次いるため、基準を満たしていないことはないと思うんですけれども、現在、看護師の応募がないので、看護師を雇用することができておりません。看護師の判断が必要なときは、健康増進課の看護師に指導を仰ぐ等の対応をしているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 保育士さんは応募したけど来なかったという認識でよろしんでしょうかね。それから保育士の配置基準は大丈夫かと思うんですけれども、こっだけ雇用したいのに来られなかったという原因とその対応ちょっと教えていただきたいです。

**西井委員長** 松浦課長。

**松浦子育て福祉課長** 人数的には足りておるんですけれども、雇用形態といたしまして、7時間勤務できない保育士の方が多くて、半日で終わるとか、そういうふうな体制になっておりまして、なかなか保育士がいないのが現状ですが、今現在いる保育士でシフトを工夫いたしまして、保育に支障のないように勤務はさせていただいております。

以上です。

**西井委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 保育士さん不足、人材不足、出ていると思うんですけれども、しっかりと対応していただいて、これから人数をふやして子どもたちを見ていただきたいと思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 杉本委員が今質疑したところ、同じ箇所について、私の方からも幾つかお伺いします。

保育士が全国的にちょっと不足してきているということで、これは保育士の確保ということでどこも苦労されていると思います。それで、その原因ですけれども、7時間勤務の非常勤の方ではなくて半日とかを希望されるという方が多いというその理由は何なんでしょうか。

**西井委員長** 松浦課長。

**松浦子育て福祉課長** 短時間を希望される方についてですけれども、結婚前に保育士をされていて、子どもが生まれて、そしてまた保育士に復帰するという形になっている人が多いんですけれども、その方が、やはり子どもさんが小さいので、保育所に預けながら、学童保育に預けながら勤務をされているので、勤務を短くしたいということなんです。できるだけ葛城市としてはたくさん来ていただきたいということをお願いしているんですけれども、ちょっとそこら辺のところもうまくいっていないような気がします。

以上です。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 全国的に保育士確保が大変難しくなっているということ、私、保育関係の研究会に行きま  
していろいろお話を聞きました。例えば、東京都などでは保育士を確保するために、家賃を  
8万円上乘せをしていると。だから、東京都の方へ東北の関係の子どもたちが専門学校を卒  
業するとそちらに行くと。葛城市でも、例えば、賃金の問題とかで近隣の大阪の方で勤務さ  
れているのではないかと、大阪市も、とにかく待機児童解消ということで、とにかく底を上げ  
て保育士を確保しようという状態になっておりますので、そこら辺の動向も見えていただいて、  
賃金動向をぜひ調べていただいて、ちょっとフォローしていただきたいと思うのが1つと、  
もう一つは、要は、正職員の方の負担が大変ふえてきているのではないかと。こういう声も  
研究会でお伺いしました。つまり、幼稚園の場合は記録なども含めた勤務形態で、勤務時間  
の中に保護者宛てに記録を書くというのも時間に含まれているけれども、保育士の場合はそ  
うはなっていないと。基本的に保育ということで、時間外勤務が非常にふえているのではな  
いかと。だから、正職員をなかなか希望せずに、アルバイトの方に回っていく人が多いと。  
あと、賃金体系そのものも長期に働いて、年齢に応じて一般職と同じような形で賃金が年齢  
に応じて上がっていくというふうになっていないということで、比較的短期間の退職者が多  
いというふうに向っていますので、基本的にこれらを改善していかないと、大変確保は難し  
くなるんだと思うんですけど、そこら辺についてのご見解をお聞きしたいと思います。

**西井委員長** 松浦課長。

**松浦子育て福祉課長** 正職員に負担がかかっているということなんですけれども、そういう実態もあ  
るんですけれども、嘱託員という職員を雇用しております。その方は、市の公立保育所で保  
育所に長く非常勤で勤務された方に対して、嘱託員として勤務していただいております。そ  
の方にも正職員と同じような形で勤務していただいておりますので、正職員の負担は少し軽  
減するかなと思っております。

以上です。

**西井委員長** あと、賃金体系についての答弁をお願いします。

副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

少し課長の答弁を補足させていただきますが、もともと賃金の減についてのお尋ねでござ  
いました。職員の雇用形態はいろいろございまして、まずは常勤職員として複数年の契約の  
いわゆる正職員の保育士でございます。それから、嘱託という身分がございまして、これは  
給料に相当する部分は報酬という節でございまして、これは基本1年契約でございまして。最  
後に、日々雇用職員、通常アルバイトというふうな表現をしておりますが、こちらについて  
は賃金でございます。これはその日々雇用の名のおり、一番短期の契約になります。

今回、約2,000万円を超える減額がございましたが、これは賃金職員のうちで長くお勤め  
になっておられる方を、まずは嘱託職員に移行をしていただくと。長期安定をしたご身分で  
働き続けていただくというふうなことで移行をされた結果、当初用意をしておりました賃金

が余ったといった現象がございます。

ただ、保育を取り巻く全体の状況としては、谷原委員がご指摘の部分というのは、まさに雇用情勢として全国的な問題としてございますので、そちらについては葛城市についても当然該当はするわけでございまして、それについては一朝一夕にすぐに特効薬が出せるわけではございませんが、まずは保育士のご家庭のそれぞれの勤務にまつわる事情等も踏まえて、何らかの対応については引き続き検討はしてまいりたいと思います。

数字等補足があれば、また担当部局の方から説明をさせます。

以上でございます。

**西井委員長** 松浦課長。

**松浦子育て福祉課長** 現在、先ほども申しましたけれども、正規職員は27名、主任が3名、それと嘱託員職員が16名おります。非常勤職員が30名勤務しております。

以上です。

**谷原委員** 私は全国的な状況の中で、こういう問題があるのではないかとということで質問させていただきましてけれども、非常勤職員を安定的な嘱託員として採用するなど改善が見られているということで、そういうご努力について感謝申し上げたいと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

**梨本委員** 梨本です。よろしくをお願いします。

8款教育費なんですけれども、これは2項、3項、4項共通で11節需用費、これがそれぞれ小学校費では357万8,000円、中学校費では291万3,000円、幼稚園費では100万7,300円、それぞれ減額になっていると思うんです。この内容について、まず1点教えていただきたい。

2つ目は、同じく8款教育費、2項小学校費の2目教育振興費、20節扶助費の要保護・準要保護児童援助費、これが114万3,000円減額になっている。これについてちょっと内容を教えていただきたいというのが2点目。

3つ目は、同じく8款教育費の4項幼稚園費の中の15節の工事請負費、これが1,932万2,000円計上されておりますので、この内容、それぞれ教えていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

**西井委員長** 柏井課長。

**柏井学校教育課長** 学校教育課の柏井でございます。よろしくをお願いします。

ただいまのご質問の需用費のうちの光熱水費の分についてご説明いたします。

まず、2款小学校学校管理費需用費の3節光熱水費の方でございます。今回の補正で、357万8,000円の減額でございます。内訳としましては、電気料金の値下がり等による減額として、当初1,518万4,620円から、見込み1,177万5,377円、差し引き340万9,000円の減でございます。各校の水道使用量の減により121万3,000円の減額、各校の都市ガス使用量の増、こちらの方が101万9,000円の増でございます。LPガス使用量の増により2万5,000円の見込みでございます。

次に、中学校費の11節需用費、光熱水費の291万3,000円の減の内訳でございます。電気料

金等の値下がり等による減額として185万3,000円、水道料と都市ガスの使用料の減により106万円の減でございます。

幼稚園の方の補正の方が、107万3,000円の減額でございます。内訳ですが、電気料金の値下がりによる減額が59万円、各園の水道使用料の減により23万8,000円の減額、各園のガスの使用料の減により24万5,000円の減額でございます。

2番目の質問の小学校費の要保護・準要保護児童費の114万3,000円の内訳でございます。主なものとしましては、準要保護の新1年生、44人の当初見込みに対しまして、27人と17人減少する見込みでございます。こちらが主な原因でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 吉井課長。

**吉井教育総務課長** 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、幼稚園管理費、15節工事請負費の内容についてご説明させていただきます。

今回の工事請負費1,932万2,000円についてでございますが、葛城市立幼稚園5園の中で、空調設備が設置されていない保育室に空調機器を設置するための費用でございます。設置予定の幼稚園及び設置台数等につきましては、忍海幼稚園の保育室に室内機各2台、また、當麻幼稚園の保育室4室に各2台の2園、合計8室に16台の室内機を設置を予定しております。

以上でございます。

**西井委員長** 梨本委員。

**梨本委員** ご説明ありがとうございます。需用費、それぞれ電気料金が激減していると。それから、水道、ガス、こちらの方も下がっているということで、これが自動的に下がっているものなのか、それとも、何か努力があつてここまで下がってきたものなのかということをお聞きしたいのが1点です。

それから、2つ目は扶助費の件です。小学校費の扶助費の件なんですけれども、準要保護児童援助費、こちらの方が44から27に減ったというところで、17人減分がこの減額に反映されているということなんですけれども、実際にこれはそもそもの見込みとして44を見込んでいたのが数字として甘かったのか。もしくは、本来もらうべきところの方が申請されなかったとか、ほかの理由があつて27という数字になったのか、その辺が非常に気になっております。そこに対する内容をもう一度、深く説明していただきたいのと、3つ目の工事請負費の件ですね。こちらに関しては、忍海と當麻に関し空調をしていただいたということで、先駆けて小・中学校の後にやっていただいてありがとうございます。藤井本委員もここはしきりにずっと訴えておられましたけれども、やはり子どもたちの学びの場としてこういった空調を整えていただくということは非常にありがたいことだなと思います。その内容に関しては結構なんですけれども、これがどういう工事をされるのか。例えば、ガスで工事をされるのか、もしくは電気の方で工事をされるのか、その辺、もし教えていただけるんでしたら教えていただきたいというところで、3点お願いいたします。

**西井委員長** 柏井課長。

**柏井学校教育課長** 学校教育課の柏井でございます。

まず、1番目の電気代等の料金の部分でございますが、総務財政課の方で一括して電気代については入札をされていると聞いております。そちらの方で大きく値段が下がっていると聞いております。

それから、2番目の方、準要保護の児童の援助費の減額の分でございますが、新1年生につきましては前年の実績がございませんので、非常に推定が難しゅうございます。2年、3年、4年、あるいは学年が上がりますと、前年に人数がある程度出ておりますので、それが繰り上がることによってある程度把握はできるんですけども、新1年生につきましては全くの新規の状態ですので、見込みとしてはやや多めに見ておった状況でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 吉井課長。

**吉井教育総務課長** 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、先ほどのご質問の補足ということで説明させていただきますが、先ほどの15節工事請負費1,932万2,000円につきましては、当初平成30年として要望する予定でございましたが、補助金につきまして国の平成29年度補正予算に組み込まれたことから、前倒し要求として要求することになりまして、歳出の工事費も今回の補正予算に計上させていただくことになりました。ですから、この事業につきましては平成30年度の方で実施させていただく予定のものでございます。

そこで、実施させていただく空調機のガスか電気かということではございますが、保育室の広さに必要とする機能、能力が発揮できる場合でしたら、電気、ガスについては特に問わないという形で発注させていただく予定をしております。

以上です。

**西井委員長** 梨本委員。

**梨本委員** それぞれご答弁ありがとうございます。

まず、需用費、これは本当に総務財政課で入札して大きく下がったというふうなことなんですけれども、私、非常にすばらしいと思うんです。こうして電気料金を減額することによって、ここにあらわれている項目だけでもこれだけの減額ができています。これは本当に皆さんの努力が、こういう予算の方に反映されてきているということですばらしい点だと思います。

また、こういったいいアイデアを持ち寄りながら、ぜひ、こうやって今の財政状況を改善していくように、職員の皆さん、頑張ってくださいと思います。

2つ目の準要保護の援助費、これも新1年生に対する見込みが多かったと。それに対してそれほどの対象がいなかったということなんですけれども、ここに関しては、当然、見込みを立てるとするのは非常に難しいことだと思います。私が心配しているのは、見込みが単純に減っているということだけであれば問題はないんですけども、本当に対象となる人が漏れてしまっていないか。実際にそのことによって、もらえるはずの市民の方が漏れてないかというところが非常に気になる場所なんです。ですので、その辺だけは十分注意を払ってい

ただいでやっていただきたいというところをお願いしておきます。

3つ目の工事請負費も、平成30年度実施分を前倒ししてというふうに答えていただきました。電気、ガス問わず、空調の機能を最大限発揮できるということであれば私は結構かと思うんですけども、その点も含めて、しっかりとこの先幼稚園の方まで、子どもたちが一刻も早く快適な状況で学べる環境をつくってあげていただきたいと思います。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

**内野副委員長** まず、1点目なんですけれども、今、梨本委員がおっしゃいました準要保護のことをお聞きさせていただいて、114万3,000円の減額が出たということで、その原因が見込みが多かった。そして、見込みを立てるのが困難であると答弁されましたが、それならば、新1年生の前年度の所得を見ていただくことによって、きっと3月、4月の入学前に支給できるのも可能になるんじゃないかなと、そのように思います。答弁は結構ですのでよろしくお願いたします。

2点目なんですけれども、今、工事請負費、幼稚園の16台設置ということで、5園のうち、もうこの2園で終了やと思うんですけども、稼働はきっとこの2学期終わってからになるかなと、そういうふうと思うんですけども、稼働はいつからかということもちょっとお聞かせいただいたらなと思います。

それと、18ページの4目障害者福祉費の20節扶助費の障害児通所給付費が3,438万5,000円増額になっております。当初予算は1億161万5,000円とあったんですけども、今ちょっと机の上に置いてあった葛城市の第5期の障がい福祉計画及び第1期の障がい児福祉計画ということにも関連して、増額になったのかどうかちょっとわからないんですけども、その辺もふまえて増額となった理由をお聞かせ願えたらなと思うことと、平成28年度の実績も教えてください。よろしくお願いたします。

**西井委員長** 吉井課長。

**吉井教育総務課長** 教育総務課の吉井でございます。

先ほどの幼稚園の空調機器の設置でございますが、夏休み中の工事になろうと思っておりますので、8月中には完了いたしまして、9月初めには稼働を必ずしたいという計画で思っております。

以上です。

**西井委員長** 東課長。

**東 社会福祉課長** 社会福祉課、東でございます。ただいまの内野副委員長のご質問にお答えをさせていただきます。

障害児通所給付費でございます。3,438万5,000円の増額でございます。まず、これにつきましては児童発達支援というのがございます。これは未就学児を対象としておるわけでございますけれども、障がい児につきましては早期発見、早期療育というものが進められておまして、発達障害支援法においても市の責務であるとうたわれているところでございます。

葛城市におきましても、1歳半健診や3歳半健診等で気になる子どもがいますと、こども・若者サポートセンターのすくすく相談、これは発達相談でございますけれども、それや療育教室きりキッズ等、医療機関での訓練、また児童発達支援等につなぎまして、療育を受ける道筋が一定のとおりできてきているのではないかなというふうに思っております。

保護者につきましても、自分の子どもさんの生きづらさというものを少しでも軽減したいという思いもございます。サービスの利用を希望されておるところでございます。昔とは異なりまして、障害福祉サービスの利用に対する抵抗もかなり少なくなっていると思われるし、また、こども・若者サポートセンターに勧められて、児童発達支援の申請をする保護者の皆さんが増大しているというふうに考えられます。

それで、平成28年度の実績につきましては47名でございました。年間にいたしまして、延べ人数は565名となっております。平成29年度当初42名でございました。延べ504名利用するというので計算いたしまして、2,434万3,200円を見込んでおりましたが、平成29年度の実績見込みといたしまして、延べ874名を見込んでおります。4,221万4,200円ということで、その差が1,787万1,000円ということがございます。これがまず1点目の増でございます。

それともう一つ、放課後等デイサービスというのがございます。これは何かと申しますと、小学校から高校までの方を対象といたしております。学校就学中の障がい児に対しまして、放課後や夏休み等の長期休暇中におきまして、成果能力向上のための訓練等を継続的に提供する、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進しているところでございます。小学校では支援学級に入級することが決まりますと同時に、放課後等デイサービスの利用を希望する場合や医療機関等での訓練終了後、サービスに切りかえたいという希望がかなり多うございます。保護者につきましても自分の子どもの生きづらさを解消したいという思いから、サービスの利用を多く望まれているところでございます。

それで、実績でございます。平成28年度の実績でございますけれども88人、延べにいたしまして1,062名でございます。続きまして、平成29年度の当初は92名見込んでおまして、1,104名を見込んでおりました。7,485万1,200円でございます。それで、平成29年度の実績見込みで115名でございます。延べにいたしまして1,348名、金額に直しますと9,136万5,200円ということで、この差1,651万4,000円、先ほどの児童発達支援と合計いたしまして、3,438万5,000円の増額ということになっておる次第でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 内野副委員長。

**内野副委員長** それぞれの課長からご答弁をいただきましてありがとうございます。

幼稚園の空調に関しましてはこれでもう5園全部でき、また小学校においても5校、中学校においても全てが来年の2学期から稼働するというので、本当にありがとうございます。

それと、今、東課長の方からる説明がございました。本当にこども・若者サポートセンターがさまざまな相談体制を引き受けていただいて、子どもをお持ちのお母様にとっては本当にそこでいろんな相談を受けさせていただいて、そこからまたいろんなところにつないでいただいた結果、このように人数もふえているのかなとそう思うように思います。



それと、平成29年度の実績で結構なんで、障害者手帳をお持ちの方の利用人数、特別児童扶養手当を受給されている人数、それと、手帳を有しないで、このサービスをお受けになっているその3つの段階で、人数がわかりましたら教えていただけないでしょうか。

西井委員長 東課長。

東 社会福祉課長 ただいま手持ちにその資料等がございませんので、後ほどご提示をさせていただきますと思います。

内野副委員長 わかりました。以上です。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 4款衛生費、1項保健衛生費の7目環境衛生費の20ページのところの再生資源集団回収助成金が150万円減額になっているわけなんですけども、これというのは、言ってみれば子供会であるとか、PTAが資源回収ということで活動しているんですが、団体が減っているのか、あるいは単価が下がっているのか、どちらなんでしょうか。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 環境課、吉村です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問は、団体数が平成28年度におきましては49団体、平成29年度には45団体になっておるのもありまして、数量的にも減っておると、そういうふうな状況でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 これは保護者が主にやっているんですが、基本、子どもたちにごみの資源について、資源化できる、利益になるという勉強のためでもあるので、できるだけ広くやっていただきたいんですけども、やっぱり手間がかかるということと、市の方でごみの資源化を進めるということで、逆に集団回収の方に影響が出てきているんじゃないかなというふうに思ったんですけども、今後、やっぱりこの事業は大事な活動なので、拡大していくというような施策か方策をお考えでしょうか。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 ただいま委員のおっしゃるように、環境教育という面で市の小学校とか、そういうふうなところで資源の大切さとかというような講義をしていくのは今までどおりなんですけど、特に改めて、今までどおりまた広報なり、そういうふうな周知をするという方向で考えております。

以上です。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 やっぱり環境教育というのは大事ですので、そのあたり子どもたちもわかるように進めていただければと思います。ありがとうございました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

奥本委員 24ページになります。8款教育費の4項幼稚園費の1目幼稚園管理費の臨時雇用賃金のところで730万円減額なんですけども、この内容の説明をちょっといただけますでしょうか。

西井委員長 柏井課長。

柏井学校教育課長 学校教育課の柏井でございます。よろしくお願いします。

4款幼稚園費、第1目の幼稚園管理費の7節賃金でございます。今回、補正額730万円の減額でございます。

内訳につきましては、見込みより入園されなかった児童等がおられまして、雇用を1名減らしたことです。また、雇用確保が一定期間できなかったという事象がございまして、3カ月間1名、9カ月間2名、2カ月間1名ということでございます。これにつきましては、現在雇用できておる状態でございます。それから、当初1日当たり7時間の雇用を予定しておりましたが、5時間の勤務の支援員に2名雇用したこと、それから夏休み等の雇用日数の減等を合わせましての減額になっております。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 職員さんが確保できなかったというところはわかるんですけど、その前に、予定されていた方が入園されなかったということなんですけども、その方は一体どこへ行かれたんでしょうかね。おうちで見られているということなんですか。

西井委員長 柏井課長。

柏井学校教育課長 園児が入園されなかったというのは、こちらの幼稚園の方に入園されなかったという意味でございまして、こちらに転入してこられなかったという事象でございます。

西井委員長 もうちょっと質問に対する正確な答弁をしてください。

柏井課長。

柏井学校教育課長 学校教育課の柏井でございます。よろしくお願いします。

当初、転入するという見込みで入園の問い合わせをいただいております。実際には、転入されなかったという事象でございます。本来でしたら、転入しますということで、必ず大体、転入してくださいということで確定はするんですけども、今回の場合は、結果として転入されなかったということでございます。

西井委員長 市長。

阿古市長 今回、明らかに転入という話、というのが、ちょっと体の不自由な子どもさんがおられまして、その子どもさんのためにアルバイトを雇用をする予定でいたんですけども、その子どもさんが該当する幼稚園には来られなかったということで、本来予定するアルバイトの職員さんを雇わなかったという話でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

梨本委員。

梨本委員 12ページの15款財産収入のところなんですけれども、物品売払収入の中の公用車売払代金、これ180万円上がっているんですけども、この内容をもう少し詳しく教えていただきたい。

もう1点が、26ページ、9款災害復旧費、文化財災害復旧費として、工事請負費1,700万円上がっています。これは12月に補正の方が上がっていたと思うんですけども、そこで予算計上されていなかったということでよろしいのでしょうか。場所も含めて、なぜこの時期

にこの1,700万円、工事請負費が出てきたのかということをごちゃと教えていただけますでしょうか。

**西井委員長** 木村理事。

**木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長** 市民生活部の木村でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの公用車売り払いにかかわる内訳でございますが、バキューム車が6台とパッカー一車が2台でございます。バキュームカーの6台につきましては540万円、パッカー車につきましては約41万円でございます。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時38分

再 開 午後2時45分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

先程の答弁の方からよろしく願いいたします。

木村理事。

**木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長** 市民生活部の木村でございます。

公用車の売り払いですが、当初予算400万円を計上しておりまして、その売り払った結果、バキューム車6台が540万円で売却でき、あと、パッカー車2台が41万6,000円で売却を行いました。その結果、180万円の増額補正ということでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 早田課長。

**早田中央公民館長** 中央公民館の早田です。よろしく申し上げます。

台風21号の被害に伴いまして、屋敷山古墳の10月の専決時に600万円の応急工事の工事請負費を計上させていただきました。今回、文化庁の方から事業の決定が決まりましたので補正という形で1,700万円の増額の工事請負費を計上させていただいております。

以上です。

**西井委員長** 梨本委員。

**梨本委員** ご答弁ありありがとうございます。

まず、公用車の方、私はこれ補正ですので、当初の400万円から180万円増額したということで頑張って売っていただいたのかなというふうに答弁内容から推察いたしましたが、実際に、これはパッカー車2台とバキューム6台ということで8台計上されている。その売却費用が540万円と、それから40万円で580万円になったということは、実際にこれを車両として購入、新品でされたときには、これは特殊車両ですので非常に高額な買い物だと思っかね。実際、公用車として売却されるに当たっては、それぞれの耐用年数であったりとか、使用状況によってそれを計画的に売却されているとは思いますが、実際、売却してもこれだけの高額な収入になってくるものを、できるだけ大切に期間を長く乗っていただける、そんなやり方をぜひしていただきたいなど。これ以上は、今のこの補正の話になりますので突っ込みませんが、実際に今ある車両も含めて、こういった公用車をしっかりと使っ

ていただくということをお願いしておきたいと思います。

また、もう一つの災害復旧の方、こちらの方に関しては屋敷山の方ということで承知いたしました。また、こういうものが随時出てくるのかちょっと心配なところはあるんですけども、非常にやっぱりこの件に関しては、市民の方も困っていらっしゃる方も多いというふうに聞いております。できるだけ迅速に被害状況をまた把握した上で進めていただきたいと思いますということをお願いしておきます。答弁結構でございます。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 8款の教育費、ページ数でいうと24ページ、準要保護児童の援助費に関係してちょっと質問します。

まず、1つは要保護児童の数、それから準要保護児童の数、それぞれ小・中あると思うんですけども、在籍生徒数に対してどんな申請率になっているのか、ちょっとお伺いします。

**西井委員長** 柏井課長。

**柏井学校教育課長** 学校教育課の柏井でございます。よろしくお願ひします。

まず、準要保護の全体の人数ですが、平成29年につきましては222人の見込みでございます。まだちょっと確定はしておりませんが、そういう状況でございます。あと、要保護につきましては、就学援助の方では、こちらの方で援助しておりますのは修学旅行費とか、ちょっと限定されますので、今、資料の方を持っておりませんので、また後で資料の方を提出したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**西井委員長** それでよろしいですか。

**谷原委員** 私がちょっと気になっているところは、準要保護生徒数、小・中学校合わせて222名、準要保護児童・生徒数ということでいいわけですね。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時00分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

先ほどの答弁からお願ひします。

柏井課長。

**柏井学校教育課長** 学校教育課の柏井でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、準要保護の全体の対象人数の方ですが、補正の方で見させていただいている人数につきましては、小学校222名、中学校140名でございます。それから、要保護の方で修学旅行費等の就学援助の対象者としては、小学校の方が9名、中学校の方が6名でございます。

それから、各小・中学校におきましては、全生徒の保護者に対しましてご案内のチラシ等を配付しております。また、ホームページ等におきましても周知しておりますので、よろしくご理解の方をお願ひします。

**谷原委員** 今回は、補正予算ということですので、補正に限ってということで数字をいただきました。

ありがとうございます。

要保護家庭のことを聞きましたのは、やっぱり準要保護家庭と要保護家庭の比率とか、あと、生徒数に対してどうかというところで、葛城市の場合の準要保護家庭の当たる所得基準なり、あるいは申請のための基準として、例えば、児童扶養手当をいただいている家庭とか、いろんな基準があると思うんですけども、その基準についてできるだけ広くとっていただきたいんで、これは白石議員の方もずっと従来やってきたことなので、そこら辺でちょっと数を正確に知りたかったので、また予算委員会での審議のとき私の方からもまた発言させていただきます。きょうは、この点についてはこれぐらいにしたいと思います。

続いて、同じページの教育費ですけれども、学校管理費等の中にあります水光熱費について先ほども質問がありましたけれども、これについてはエアコンを導入したということで、エアコンの電気代がかかっているようには思うんです。当初予算の方の見込みでこれはかなり見積もられて、その結果として電気代等が値下がりしたからこの見込みになったかとは思いますが、またこれについても予算の中でご準備いただいたらと思うんですけども、過去エアコンが入っていなかったときの学校の水光熱費と、エアコンを入れてからの水光熱費の変動、これは学校管理費全体にかかわることだと思いますので、またご準備いただけたらということで、要望だけお伝えしておきます。

**西井委員長** 要望だけでよろしいか。

**谷原委員** はい、要望だけです。

**西井委員長** 次の予算委員会が出てくると思いますので、そのとき答弁できるようにしっかりとお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 20ページの4款衛生費、2項清掃費の4目地域循環型社会形成推進事業費の13節委託料、15節工事請負費ですけれども、それぞれ750万円、それと3億6,100万円の減額となっております。それに附随するところになるんですが、10ページ、13款国庫支出金の2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金のところ、保健衛生費補助金、これが1億2,000万円減額になっております。堆肥化施設の計画が流れたからだと思うんですけども、実は、新クリーンセンター建設のときの當麻地区の住民説明会で、前市長が、新庄地区の方にはこの堆肥化施設をやるから、當麻の方にはクリーンセンターを受け入れてほしいということをおっしゃった経緯があって、これはどういうことやという声をちょっと住民の方から、私、受けまして、この辺の話、市として今後どう対応されていくかということをお聞きしたいんですけど。

**西井委員長** 松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。よろしく申し上げます。

剪定枝を使いました、剪定枝とネギを入れました堆肥化施設の件でございます。12月18日の厚生文教常任委員会の方でも、ちょっとその辺のお話は申し上げました。7年前から協議させていただきながら、ネギ農家の方から後継者不足なりのことによりまして要望を取り下げたい等の方が出まして、剪定枝の堆肥化施設の方を断念したものでございます。工事、

8月に契約しながら、11月の末をもって契約解除させていただいたことにつきましても、12月の委員会におきましてご報告申し上げたわけでございますけれども、笛堂に旧のクリーンセンターが建っておったことは事実でございます、その取り壊しを交付金で行った形でございます。

その後でございますけれども、ネギの方はそういう形で数量が減ってきている。後継者も不足しているということでございますけれども、各公園での剪定枝につきましてもやはりかなり出ているのが現状でございます。この剪定枝をごみの量から減らしまして、リサイクルするという形の施設の事を考えたわけでございます。これにつきましては、地域循環計画といいますか、今現在は、天理・大和高田・葛城地域循環型社会形成推進地域計画という中に、広陵町と葛城市が地域計画をつくっておりますので、今現在、広陵がその大きな天理の方のっております。葛城市も引きずられる形で、その計画の中に入っておりますわけでございます。

これにつきまして、12月、県と数回の協議をしました。国の方にもこういう形で、前の剪定枝の堆肥化施設の方を剪定枝を破砕して今度リサイクルしたいという形のリサイクルセンターというか、ストックヤードといいますか、そういう形に地域計画の方を変更したいというものの変更を12月28日付で県を通じまして環境省の方へ、現在、変更申請をしているのが現状でございます。承認は、申請から2カ月あましかかろうというふうに聞いておりますけれども、まだ今のところ承認されたということは聞いておりません。中で、県なり近畿の事務所、環境省の方といたしましては、もともとの素案等を見ていただきながら話を進めておりますので、多分このまま承認されるであろうという形で、次の施設の建設計画を立てております。

変更の内容でございます。変更の内容につきましては、クリーンセンターの跡地に剪定枝の破砕、廃食油を再利用するための、今現在、NPOで再利用しておりますけれども、そういう形の利用、発砲スチロールのインゴット化、粗大ごみを一部補修してリサイクルしたいというふうな形のリサイクル施設でございます。これにつきまして、工期は平成30年度から平成31年度の間に行工事をしたいということで、新設施設の規模といたしましては、日量1.5トンのリサイクルができるものであろうというものを予定しております。

これによりまして、従来であれば、取り壊しのことと剪定枝の前の施設とが一体の事業となっておりましたけれども、今回の申請によりまして取り壊しの方と新しいリサイクル施設が1つの地域計画としていくような申請をしておるのが今の現状でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 大字當麻との話と今の話とのぐいちについて説明願いたいという質問であったと思いますが。

市長。

**阿古市長** 今回の補正については、剪定枝堆肥化施設を平成29年度に計上しましたが、住民合意がいただけていないということで取り下げさせていただいた部分のものでございます。これに伴う予算上の国庫補助金と地方債、それと一般財源が減額になるという話のことでござい

ます。

それで、新しい施設につきましては平成30年度に予算計上しておりますので、またそちらの方で詳しくお聞きいただけたらと思います。

それと、先ほどの大字當麻の話ですけれども、もう少しちょっとお聞かせいただけたらと思います。前任の市長がどういうことをどういう場でおっしゃられたのかちょっと私は存じ上げませんので、まずその辺をちょっと詳しくお聞かせいただいてからでないと、それに関する答弁というのはできませんので、その辺をちょっと何でしたら、もう一度、詳しくお聞かせいただけたらと思うんですけれども。

**西井委員長** 奥本委員。

**奥本委員** その前市長のお話というのは、私、直接聞いたわけじゃございませんで、当時、大字當麻の中でそれぞれの地域で何回か説明会を開催していただいて、何回かのやりとりの中で出たというふうに私は聞いております。だから、私自身が聞いたことがないので、それをこの場で持ち出すのはちょっと不適切だったかもわかりませんが、恐らくそれは話の途上で出てきた言葉だと思ひまして、それを根拠にして受け入れてくれとおっしゃったのじゃないということだと思ひます。

私は葛城市になったので當麻地区や新庄地区って余り言いたくはないんですけれども、やはり地元の方にとってみれば、これまでであった、こちらだけ残っているという意識をやっばりお持ちの方が多いので、その辺をうまくご理解いただけるように新しい堆肥化施設はまだまだ続くというお話でしたので、地元には、私も引き続き堆肥化施設は検討されているということをお話させていただきますので、市としてもその辺ご理解いただけるようにお話しただければなと思ひます。

**西井委員長** 市長。

**阿古市長** このことについては、大字懇談会で話した内容が筆記されているか、録音されてるかちょっとわかりませんが、それを確認してからでないとちょっと今回の答弁というのは軽々にできないと思ひます。ですから、行政内部でも一応資料があるのかどうかも確認した上で、答弁をさせていただきたいと思ひます。また、大字當麻で幾度となく説明会をされたと思ひますが、そのときの記憶の中の忘備録みたいなものがございましたら、逆に教えていただけたらありがたいのかなと思ひます。今、この状態で答弁するという事は、かなり憶測が入ったりしますので、ちょっと控えたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**西井委員長** 今、市長からの答弁については、内部の方でも調べてもらって、また大字と市との話も調整してもらわねばならない事項と思ひますので、その経緯については期間がかかっても調べてもらいたいということでよろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 少し全体的なことをお伺ひします。私、今回の補正予算を見まして減額補正が大変多いと思ひました。これは削り込んでの減額補正なのか、当初の数見込み違いでの減額補正なのか、そこら辺をどのような形で補正をされたのか、全体のことで結構ですのでお伺ひしたいと思

います。

**西井委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

少し3月補正予算編成の中での作業の感想的な説明になるかもしれませんが、基本的には、もう年度末に向かっておりますのでほぼ確定値が見込めますので、その確定、実績見込み値のできるだけ確からしい数字と、それから、当初予算の差額について多くの減額と、それから若干の増額をお願いしているものでございまして、やはり目につきますのは社会保障関係が多うございます。これは平成30年当初予算の編成でも同じだったんですが、やはりこういった社会保障につきましては、どうしてもその傾向を見ながら安全を見て多め多めに組みたいといったところが出てまいります、そこをどれだけ精査をしながら、必ず予算を組みますと附随して一般財源が必要でございますので、そういったあたりを精査するかといったことも考えながらやっていきたいわけでございますが、今回、谷原委員のご指摘の目につくといったところにつきましては、それはやはり平成29年当初予算である程度余裕を見たといいますか、結果として精査しきれなかった部分があるのかなというふうに思っております。こういったことにつきましては、引き続き次年度の予算編成に、こういった形で見積もれば一番確からしい数字になるのかということについては、研究をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 私が大変気になったのは、25ページの社会教育費の8款教育費、ここに社会教育費として3目から8目までありまして、約2,100万円ほど減額されていると。その細目を見ますと、清掃の委託費とか、消耗品とか、かなり削り込んで、舞台設備借り上げ料とか、大変細かいところまで減額をされているので、これはすごい行政改革だなど、これで来年度この意気込みで予算を組まれるのかなとか思ったりして、それとも、今回やっぱり削り込みということ意識されたのか、そこをちょっとお伺いしたかったんですけど、いかがでしょうか。

**西井委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 基本的には、無理やり抑え込んだのではなくて、実績値を確からしい形で抑えて、それと当初予算の差額でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

内野副委員長。

**内野副委員長** 1つだけすいません。ページ数19ページの3款4目の児童館費の中の、今回、臨時雇用賃金の1,458万6,000円が減額になっております。この内容をよろしく願いいたします。

**西井委員長** 松浦課長。

**松浦子育て福祉課長** 子育て福祉課の松浦です。

学童保育の賃金補正なんですけれども、学童保育は平成28年度までは正規職員とアルバイト、非常勤職員で構成されておりました。それで、学童保育の運営がもう少しスムーズにいくようにということで、平成29年度からアルバイト職員を嘱託職員6名として任命いたしま



した。そのための減額補正となっております。

以上です。

**西井委員長** 内野副委員長。

**内野副委員長** 今、ちょっと聞き漏らしたんで、アルバイト職員は何名でしたか。

**西井委員長** 松浦課長。

**松浦子育て福祉課長** 子育て福祉課の松浦です。

非常勤職員が19名です。嘱託職員が6名となっております。

**西井委員長** 内野副委員長。

**内野副委員長** 今、課長の方からご答弁いただいたんですけども、非常勤から嘱託職員6名にということですね。

となると、どうなんでしょう。学童保育においては、人数が減ったということにはならないですね。すいません、もう一度、この減額について説明をお願いできますか。

**西井委員長** 松浦課長。

**松浦子育て福祉課長** 今現在、正規職員が1名、嘱託職員が6名、非常勤職員が19名おります。それにつけ加えまして、非常勤補助員が10名おって、全部で36名の指導員で運営させていただいております。嘱託職員は報酬として支払わせていただいております。

**西井委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 一番前提の部分で少し説明が丁寧さに欠けている部分があるかと思いますが、人に関する、いわゆる給料相当の部分が、ごらんいただいています予算の説明書の今の委員ご質のこの節のところですが、3種類の節がございます。正職員の場合には給料でございます。それから嘱託職員、これは任用の契約の長さが、正職員につきましてはこれは複数年任用で、嘱託は基本1年単位の任用になりますが、嘱託職員の場合は節が報酬でございます。そして、通称アルバイトとよく表現されますが、日々雇用職員、こちらは日々雇用という名のとおり、基本的には1日単位という非常にご身分としては不安定ではありますが、ある意味、働きやすいのかもしれませんが、こちらの日々雇用職員については節が賃金でございます。

今、ご質問の児童館の指導員につきましては、先ほど課長が説明を申し上げたかったのは、指導員の中で賃金の支給の対象の身分の者が減って、報酬の部分に切りかわっておりますよということで、賃金につきましては当初予算の執行を見込んでいたよりは余りましたので、それを今回減額いたすと、そういったところでございます。

**西井委員長** 内野副委員長。

**内野副委員長** 嘱託職員をふやしていただいたということでありがたいかなと思うんですけども、それとはまた別に、パート、アルバイトで働きたい、非課税所得の範囲内で仕事をしたいという方も中にはおられると思うんですね。そうなったときに、このアルバイトの規定、葛城市の規定は6カ月契約、半年ずつの契約になって、最長3年ということになる。3年たつと今度半年あけるという形になる中で、やっと学童保育でなれた、1年生の子を見て、3年間で慣れたときに、また半年あけやなあかんというようなこともあると思います。だから、働き方改革ということもあるので、そういうふうな幅も広げていただきながら、もうちょっと3

年契約後、半年というその契約内容も見直せられるのであれば見直していただきたいなというのと、私の周りに学童保育で他市にも行っておられる方いてるんですけども、やはり今こうやって嘱託職員をふやしていただいたということはすごく評価できることなんですけども、賃金面でも他市も見ていただきながらちょっとアップをしていただけたら、やっぱり葛城市にもこういうような働きたい方がふえるんじゃないかなと、そういうふうに思いますので、これは要望でございます。よろしく願いいたします。

**西井委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 要望は要望として受けとめたいと思います。ただ、ちょっと考えていただきたいのは、市の行政として、例えば、こういう行政サービスをするとして。そうすると、その行政サービスをいかに完全にといいますか、十分にやるのかということをやはり最前提として、人員配置ですとか、今言っている嘱託職員さんですとか、アルバイト職員さんですとか、その内容を、やっぱりその事業を一番うまくやれるやり方を模索する必要がある。その中で、身分が不安定なアルバイトの職員さんを嘱託職員さんにすることによって、ある一定の長い時間をその事業にかかわっていただけて、よりその事業の完結ができるというか、果たせるという判断のもとにそういう措置をしているわけです。

ですから、特に保育所のところも実は同じ内容でそういう形をとりましたんですけども、やはり今の現状とある種、短期間と言うたけどそんな1カ月や2カ月ではなくて数年という時間の中で、どういう雇用形態を持っていくことがサービスとして一番いいのかという判断の仕方なんです。今回、特に子どもたちの部分については、葛城市の状況から、やはり不安定な雇用よりか、それに専念していただける形態を持つべきであろうということで、そういう形態の変化をさせていただいた。それが今言っている賃金の部分なんです。それで、委員ご指摘の考え方というのは、多分働き方に関する部分のご指摘だと思います。人によったらわずかな時間だけしか働けへんから、そういう形態を持ちたい。それはまた別の考え方として考察する必要があるのかなと思います。今回の部署といいいますのは、やはり子どもにかかわる部分ですから当然のことながら、ある一定の経験とか、知識とか、そういうようなものがやっぱり必要になりますので、それを時間切りでするような形態よりかはこういう形態の方がいいんじゃないかという思いの中でそういうことになっておりますので、それはまた別の議論として参考にさせていただけたらなと思います。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 今、内野委員が質問されたこととちょっと関係するんですけど、先ほど私も保育所費のことで賃金の問題で、今やっ自分なりに誤解というか、尋ねたいことがはっきりわかったのでちょっともう一度お聞きするんですが、非常勤職員が嘱託に変わったと。それで、措置していた賃金の予算が補正で減額になったと。そうすれば、素人の判断かもわからないんですけど、嘱託の報償費が計上されるのではないかと、そうすれば、この分が報償費へ移ったんだなとわかるんですが、今回、賃金の減額だけになっているので、我々は非常勤職員を減ら

されてだったんじゃないかなと思って伺ったということで、ちょっとそこは報償費、あるいは逆に言うたら、正職員なんだったら給料のところで補正が出てくるんじゃないかと思うんですけど、ちょっとこれは単純な疑問なんですけど、お願いします。

**西井委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 12月補正でそちらの方の増額処理はしているそうでございます。

以上でございます。

**谷原委員** わかりました。

**西井委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** なぜそのように12月補正と3月補正にずれるんですかね。そこら辺がちょっとぴんと来ないものですから。今度からこのような補正が出てきたときはまたさかのぼって、前の議会の補正を見るとというふうな作業をしていかないとわからないということになるので、なぜずれるかだけちょっとお願いします。

**西井委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 行政上の課題についてご指摘いただいたと受けとめたいと思います。実は、給料でありますとか、そういった長期雇用の職員の部分の賃金につきましては、人事課でまとめて見ておまして、残念ながら課が違うのでタイミングがずれたというところもあるんじゃないかと思います。また、今のご質問に対して、計上課は違うといえども、例えば、子育て福祉課で児童館全体や保育所全体を見ているわけでございますので、当然、ほかの部局の所掌の予算が含まれておっても、それも含めてしっかりと答弁をできるべきであると思っておりますので、そのあたりは葛城市政の行政の課題としてご提議いただいたと受けとめまして、そのあたりについてはまた改善してまいりたいと思います。

以上でございます。

**谷原委員** どうもご丁寧な答弁ありがとうございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** あと2つだけ聞きます。

1つは、18ページですけれども、私もこれよくわからないんですけども、臨時福祉給付金事業費というのが、3款民生費の10目、11目に出ているんですけど、これは歳入のところでもありましたかね。この臨時給付金の結構金額が大きいのがちょっとマイナスになったり、プラスで補正になったり、また歳入のところでもあったかと思えます。臨時福祉給付金についてちょっとお伺いします。

**西井委員長** 東課長。

**東 社会福祉課長** 社会福祉課、東でございます。失礼します。ただいまの谷原委員のご質問でございます。

臨時福祉給付金（経済対策分）の事業費でございます。これにつきましては基準日が平成28年1月1日付で、平成28年秋の臨時福祉給付金と対象者が同じであるために、そのときの

同人数の対象者であります7,200人として、当初給付金1万5,000円掛ける7,200人の計上を平成28年度に見込んでおりました。その後、平成28年12月ですけれども、厚生労働省の方から今回の経済対策分の交付決定に当たっては、財務省と協議した結果、平成27年度臨時福祉給付金給付事業補助金の実績報告書記載の支給対象者を上限とすることに決定したという旨の通知が届きました。それに基づきまして、平成27年度の臨時福祉給付金は6,239名に支給をいたしました。1万5,000円掛ける6,239名でございました。それが事業費の補助金の支給上限になるということでございます。これが9,358万5,000円でございます。

その後、平成28年12月議会におきまして、臨時福祉給付金のこの経済対策分の補正予算を上記の7,200人分、金額で1億800万円でございますが、それを計上いたしましたが、上限が先ほど申しました6,239人分となるため、また翌年度に繰越しできる金額が、平成29年3月末までに国から補助金の交付決定を受けた金額の範囲になるため、平成29年3月議会におきまして、歳入歳出ともに1億800万円から9,358万5,000円を引きますと、今回補正しております1,441万5,000円という数字が出てまいります。これを平成29年3月議会において減額補正をいたしました。補助金の上限額9,358万5,000円を繰越明許いたしました。そして、改めましてその減額補正分1,441万5,000円につきましては、平成29年度にも交付申請できるため、平成29年度の予算に計上をいたした次第でございます。

しかしながら、先ほど申しましたように、結果的に支給者数がそのときは6,082名でございました。金額に直しまして9,123万円となったため、繰越明許分の予算の範囲内で完結できたということでございます。したがって、平成28年度に国の方針で一度減額し、改めて平成29年度に予算計上をいたしました今回1,441万5,000円につきましては、全額不要ということになりまして減額補正をするものでございます。それに伴いまして、歳入であります国庫補助金につきましても同額減額補正するものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 当初、平成28年度ですけど7,200と見込んで、平成27年の6,239名を上限とするということがあったので、7,200計上したけれども、この差額の問題でこういう補正が生じたということだろうと思うんですけど、余りにも見込み数が1,000も違うというのが、ちょっと僕はこれどういう計算でこういう計上になったのか。ただ、多めに見て後で補正したら、別に葛城市に負担がなければ、国庫の問題だから問題ないのかもわからないんですけども、ちょっと何か不思議な感じがするんですけど、ここら辺はどういうことでこういう大きな見積もり違いとか、見積もり違いなのかどうかも私はよくわかりませんが、ちょっとそこら辺の説明をお願いしたいと思います。

**西井委員長** 東課長。

**東 社会福祉課長** これはあくまでも国の指示がございまして、予算的にも国はちょっと多目に予算を持っていったということで、葛城市に見合った金額で申請していいよみたいな感じで、うちも県を通しまして打診をしております。その中でそういう結果を踏まえまして計上いたしました次第で、この1,000名というのが谷原委員はちょっと多いんじゃないかとおっしゃいます

けども、国の指示どおりにしたことということでご理解賜りたいと思います。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** わからないけれども、とりあえず国の指示で特に問題はないということですので、わかりました。

最後に1つ、これはまた先ほどの笛堂の地域循環型社会形成推進事業費のことにかかわるわけでありまして、20ページのところです。工事請負費を3億6,100万円ほど減額するということは、これはもう予定していた工事をしないということによろしいんですね。そして、当初予定していた工事ではなく、ほかの形で工事を行うという形で来年度予算案にそれなりの工事費が出てくるということによろしいのでしょうか。

**西井委員長** 松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 委員おっしゃるとおりでございます。笛堂の分は、平成29年度補正予算で落とさせていただいて、先ほどの地域計画に基づきまして平成30年度の当初予算に計上しております。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** それで、こういう形で別の事業ということで継続になるということですが、当初の堆肥化施設の問題については、結局、地元の同意が一部区長さんとか、ほかのネギ農家さんの生産者団体、一部の方でそういう事業化がオーケーを出されて、地元合意があるということとなされて、結局それが実際に計画段階、いろんな段階になって区民の知るところになり、区民が非常にこれはどういうことやということで、結果として取り下げを区長さんがされた。その時点では補助金も入っていたわけで、市としては大変なことになったと思います。そのことで補助金も入っていましたから、ゼロにするわけにいかないということで模様がえをして、こういう形でやらざるを得んのかなとは思いますが、問題は地元同意がこの新しい施設におきましてもしっかりととれているのかということが、私は一番心配なんです。そもそもそこがボタンのかけ違いとなっていて、当初の堆肥化施設、地域循環型の社会をつくるということ、これとしては大変いいと思うんですけども、やはり地元の方の同意なくしてこういう事業はできないわけですから、実はそこが大きくなつまずきになったので、さらに新しい形で新年度予算を組まれるということなんですけども、この地元との関係、同意、いきさつも過去いろいろあるわけですが、そこら辺のことについてはスムーズに事業がいくようなのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

**西井委員長** 松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。

確かに、地元とのやりとりというのが一番重要だなと感じておるところでございます。今現在の地域計画につきましては、地域計画の承認も得られていないということから、並行して当初予算には計上しておるわけでございますけれども、地元、区長との話の中では、こういう形で変更した形の施設を建てていきたい。こういう形でやらせていただくことによりまして、取り壊しの補助交付金の方をいただいた形でいけるんやというようなことも言いながらでございます。

笛堂の大字といたしまして、新年総会というか、1月の半ば過ぎにございました。その中におきましては、去年の経過等を区長の方から報告いただき、次の施設の建設の方は市の方も考えておると。具体的なものができればまた説明させていただくという程度の話は、1月の中旬過ぎの総会でしていただいているのが現状でございます。まだどういう建物で、何平米のものでということところは、予算的な形での要求はさせてもらっておりますけども、県・国の方と今ではその辺のところはっていないのが現状でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** これも補助金にかかわることで、既に使ってしまった問題になっているわけですが、これは理事者側にはぜひ、頑張ってくださいしかないのかなというふうに思っていますけれども、私も近隣ですので何人か知り合いもいますし、当初からこれについては全然区民は聞いてないと、一体どないなってるねんと、全然説明ないということで、皆さん心配する中で堆肥化施設が突然出てきたと。そこで、いろいろ騒ぎになったという経過がありましてね。ですから、やっぱり何事も事業をやるときには住民の、広く区民の了解がないと、特にこういう剪定枝としてもごみを受け入れるわけですから、そこら辺はやっぱり区民の理解が要るんだらうと思います。

そこで、私が知っている区民の方の中には、長年ごみを受け入れてきたと、新庄町時代ずっと受け入れてきたと。當麻のクリーンセンターができるということでほっとしたと。これで長年使って老朽化した施設も、全て平らにしていきたいに更地になれば、長年、自分たちも貢献してやってきたということで、ご苦労さんというふうな形でほっとできたんだけど、また新たな施設が来るのかということで、そこら辺は非常に残念に思っておられる方が多いんです。しかし、これは市全体の問題でもありますし、地元区民の中にもいろんな考えがあると思うので、そこは十分区民の方々の意見を吸い上げていただいて、よろしくお願ひしたいと思うのが1つです。これは要望です。

それから、あそこには体育館と、それからプール施設とがあります。大変老朽化したものでありますけれども、確かに地元と市の間で大変ぎくしゃくしたと思います。今なおこの補助金の問題についてどういうふうになっていくか微妙なところがあるようですけれども、この点についても、もし地元こういう施設をまた受け入れていただくということであれば、そうした堆肥化施設については何らかの手当てをするなり、やはり地元区民がそれなりにまた受け入れるに当たって、市の方から、これは難しいんですけど、地元で誠意を見せていただいたらと思うわけでありまして、地元の方が市に対して、ある意味では要望していたものを、後で取り下げるなんていうふうなことが起きて、そこら辺の信頼関係は難しいかもわかりませんが、区政を担っている人と区民全体は違うわけですし、やはりそこら辺のことも判断に入れていただきまして、今後この堆肥化施設については丁寧な地元説明と、もしつくられるのであれば、そうしたことも含めて地元の福利厚生が向上するように、よろしくお願ひしたいと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

梨本委員。

**梨本委員** ちょっと今の谷原委員の話に附随してなんですけれども、私は予算の方の委員会に入っておりませんので、この場をかりて、これに附随という形でちょっと考えを述べさせていただこうと思うんですけれども、当然、地域循環型の社会推進の計画の中で、今の笛堂の事業、またストックヤードにかえるということを考えていただいていると思うんです。ただ、本当にこれ慎重にやらないといけないんじゃないかなというのが私の考え方です。というのも、ストックヤードは笛堂にある。でも、それをつくるリサイクル施設は當麻にある。それを移動させるだけでも、私はどういうふうにするのかなと。NPOさんがやられている事業に関しては、私、本当にいいことをやられていると思いますし、ぜひあの場でやっていただくのは本当にいいことだなというふうに感じるんですけれども、例えば、先ほどの答弁の中にあつた発砲インゴット、これも実際に機械を入れてつくるまでは私はいいと思うんです。でも、それがどれだけのコストがかかっている、どれだけのランニングコストがこれからかかってくるのかというところの検証も含めた上で、本当にその事業が必要なのかというところを、今回の次のストックヤード建設も含めた中で、ぜひ考えていただきたい。

特にストックヤードを移動させる、今でも十分、多分先ほどのリサイクルの売却益を見させていただくと、そこで十分に売却はできておるわけなので、それを一旦運んで、そこでためて売却する際には、相場の話もかかわってくると思うんです。大量にためたからといって、こういった資源物というのは高く売れるというものではないんですよ。相場によっては、ためたことによって大きな損失を市に与えるということも考えられるわけです。そこも含めてこの事業全体を、もう一回、行き当たりではなくてちゃんと再構築していただきたいなというふうにお願いしておきます。答弁結構でございます。意見でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第18号議案を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第18号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第19号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議第19号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページの方をお願いします。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,779万1,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,225万5,000円とするものがございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。事項別明細書の8ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費といたしまして、19節負担金補助及び交付金では7,000万円の追加。2目退職被保険者等療養給付費といたしまして、19節負担金補助及び交付金では4,000万円の減額でございます。同じく保険給付費、2項高額療養費では、1目一般被保険者高額療養費といたしまして、19節負担金補助及び交付金では1,700万円の追加。2目退職被保険者等高額療養費といたしまして、19節負担金補助及び交付金では500万円の減額でございます。

次に、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金といたしまして、19節負担金補助及び交付金では3,025万3,000円の減額でございます。

次のページに移りまして、2目保険財政共同安定化事業拠出金といたしまして、19節負担金補助及び交付金では7,395万6,000円の減額でございます。

次に、9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金といたしまして、25節積立金では1億円の追加でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。5ページをごらんください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税といたしまして、1節医療給付費分現年課税分では2,600万円の減額、2節後期高齢者支援金現年度課税分では650万円の減額、3節介護納付金分現年課税分では250万円の減額でございます。2目退職被保険者等国民健康保険税といたしまして、1節医療給付費分現年課税分では410万円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分では120万円の減額、3節介護納付金分現年課税分では40万円の減額でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金では、1目療養給付費等負担金といたしまして、1節現年度分では4,051万円の追加、2目高額医療費共同事業負担金といたしまして、1節高額医療費共同事業負担金では756万4,000円の減額でございます。同じく、国庫支出金、2項国庫補助金では、1目財政調整交付金といたしまして、1節財政調整交付金では3,729万5,000円の追加でございます。

次のページに移りまして、4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金といたしまして、1節現年度分では6,159万9,000円の減額でございます。

次に、5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金といたしまして、1節前期高齢者交付金では2,100万円の減額でございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金といたしまして、1節高額



医療費共同事業負担金では756万4,000円の減額でございます。同じく、県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金といたしまして、1節県財政調整交付金では1,012万7,000円の追加でございます。

次に、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金といたしまして、1節高額医療共同事業交付金では3,174万8,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業交付金といたしまして3,289万2,000円の減額でございます。

7ページに移りまして、9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして、1節一般会計繰入金では1億5,292万6,000円の追加でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 条例のところでもちょっとお伺いしたので確認ということだけになりますけれども、補正予算の中で、9ページ、基金積立金の国保財政調整基金積立金1億円ということで、この部分が基金のということよろしいのでしょうか。

**西井委員長** 森本課長。

**森本保険課長** 保険課、森本です。よろしくお願いいたします。

午前中の保険税の改正のところでも部長の方から説明があったと思うんですが、これまで国保特会で徴収の不足を一般会計の方から法定外繰入により補ってまいりました。しかし、平成30年度からは国保事業が県単位化にされることに伴って、法定外繰入に頼らず、適正に税率改正を行い必要額に見合った税収を確保することになります。所得や被保険者数が想定を下回る等、予期できない事由によって必要な税収が得られなかった場合、平成30年度からは法定外繰入もできないという状態で、翌年度以降の課税額に、県から借り入れれば、その分をまた上乘せをしてその分を返していかなければならないということが生じることから、想定外の税収不足のための安全装置といいますか、そういったことのために法定外繰入が可能な平成29年度、今ですよね、この時期に基金の方に一般会計の方から1億円を積み立てていただくということをお願いするものでございます。

以上です。

**谷原委員** これは午前中のときに私も条例化のときに申し上げたとおりですが、大変財政事情が厳しい中でほかの総務建設常任委員会関係の方で国への補助金返還という新たな市民負担が出ると、また今後とも予想される非常に厳しい財政状況の中で、この1億円を積み立てていただいたことには感謝申し上げます。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第19号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議第22号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議第22号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,890万円とするものでございます。

それでは、3ページの事項別明細の方をごらんください。

まず、下段の歳出でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、19節負担金補助及び交付金では590万円の追加でございます。

上の歳入に戻りまして、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料といたしまして、1節現年度分特別徴収保険料では493万7,000円の追加、2目普通徴収保険料といたしまして、1節現年度分普通徴収保険料では96万3,000円の追加でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第22号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第21号、平成29年度葛城市学校給食別会計補正予算(第4号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

和田教育部長。

**和田教育部長** 教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、上程になっております議第21号、平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書、まず1ページの方をお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ838万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,064万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出の方からご説明申し上げます。事項別明細書の3ページの方をお願いいたします。

3ページの下段の方からでございます。まず、歳出の方でございます。

1款教育費、1項学校給食費、2目学校給食管理費では、11節需用費で577万4,000円の減額、12節役務費では68万9,000円の減額、13節委託料では192万4,000円の減額でございます。続きまして、上段の歳入の方でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金では、1節学校給食負担金で587万円の減額、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、1節一般会計繰入金で251万7,000円の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしく賜りますようお願いいたします。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第21号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第20号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

**西口上下水道部長** 上下水道部、西口でございます。よろしく申し上げます。

ただいま上程いただきました議第20号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,047万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,124万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算から説明させていただきますので、事項別明細書の4ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、27節公課費で2,047万1,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

歳入予算について説明させていただきます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、歳出の減額補正に伴い2,047万1,000円を、同じく減額補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時08分

再 開 午後4時20分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、理事者より報告をお願いします。

松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしくをお願いします。

本来、この調査案件といたしまして、ごみの減量化の中で笹堂の堆肥化施設の話のご報告を申し上げようと思っていたところでございます。しかしながら、先ほどの補正予算の減額のところで少しお話が出まして、私が最後まで言ってしまったような内容でございました。実際には、前回12月18日の委員会から後の話をということで考えておりました。県ないし国の方と数度の地域計画の変更のお話を申し上げながら、あくまでも笹堂にありました旧センターの除却費の交付金に対して確保したいということを前提にしながら、ごみの減量化をどういうふうにすべきかという形で地域計画の変更をしたい、その中で前の有機性の廃棄物リサイクル事業から今度はマテリアルリサイクルの施設に向けて地域計画の変更をしたいお願いを申し上げたところでございます。

その中で、ネギ残渣、野菜残渣については今度は使用しませんという形で、剪定枝につきましては一応チップ化した段階でまた3つの公園に戻させていただいて、植木等の防草材に使おうというのがリサイクルの施設の中身のことでございます。そのためにはという形で、破砕機を入れていきたいというふうに思っております。いろんな県との協議のやりとりの中で、剪定枝のチップだけではというようなこともございました。中には、やっぱり大きなたんす等、現在、クリーンセンターの方で破砕して焼却処分しておるところでございますけれども、余りにもきれいなものであったり、自転車につきましてもまだまだ乗れるようなものにつきましては、再度、NPOなりの形でリサイクルをして、商品として売れるようなものがあれば売っていききたいというような感じのことで、今現在の新しい施設の方を計画したものでございます。

先ほど言いましたように予算特別委員会がございまして、予算に計上したものとしては数字はここに出ておりませんが、総額で言いますと工事費と委託料を合わせまして、7,200万円程度のものを計上しておるものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問などはございませんでしょうか。まだ予算の部分で予算委員会に出てくる部分があるということで、ちょっとその辺では注意しながら質疑をしてもらいたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

何かございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 計画の詳細がまだ具体的に出ていないので、要望ということになるかと思うんですけども、1つ気になるのは、破碎機とかで周辺住民への音とか、周辺住民への環境の問題、これをどう評価されるかということだろうと思います。リサイクルということでは結構なんですけれども、場合によってはそういうリサイクル品がたまって、そこが非常に周辺の景観にも影響を与えとか、そこら辺が計画段階にどう反映するのかということがあると思います。

少し質問なんですけれども、剪定枝がどれぐらい町内で出て、どれだけのものになるのかというのがどう見込んでおられるのかがちょっとよくわからないんです。これが1つ。

それから、もう一つは、昨日も緊急通報が入って火事だということで行ってみますと、田んぼでわらを燃やしていたということで、今ほとにかく通報されて、これまで田の中で燃やしてたり、いろんなものを燃やしてたものが燃やせない。私も議員になって一切燃やしておりません。燃やしたいけど燃やせない。クリーンセンターに草を全部詰め込んで持っていくということになるんですが、これはごみの減量化からいえば、そこへ草を持ち込むということだとすればふえるのかなとか、こういう堆肥化の問題で、残滓とか、あと農家の草の問題ですね。大量にこれ実際に出るわけです。運ぶのは大変で燃やした方が楽なんですけど、通報されて何台も消防車が来ると。場合によっては、何度注意してもあかん場合は逮捕されるんか、罰金くらった人も聞いておりますので、そういう意味でもこの点についての見込み、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**西井委員長** 松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 堆肥化施設並びに今回のリサイクル施設での剪定枝の関係でございます。剪定枝につきましては、造園屋さん等の木づくりのごみでありますとか、そういうものを全部剪定枝という形で堆肥化にしようと思っていたわけではございません。シルバー人材センターに大きな公園3公園の維持管理をしていただいております。そこで出ました木づくり等、造園のものにつきましては、現在、クリーンセンターで焼却処分をしておるわけでございます。この焼却処分費につきましては、シルバー人材センターへの委託料の中に処分費を含めて委託料を払っていただいて、クリーンセンターで焼却処分をしています。このシルバーで処理する分を以前も堆肥化しようとしていたものでございます。今回もその部分だけをチップ化しようというものでございまして、一般家庭から出た木づくりのものであったり、造園屋さんにつきましては、今のところリサイクルしようと考えておるわけではございませんので、量に関しましては、3園の公園の部分で大方400トン程度出るであろうということで計画しておるわけでございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 地元の人にとってみたら、大量にどんどんいろんなものを持ち込まれるというのは、当然、お困りになられると思うので、ここら辺はどういうものをつくるか、先ほどちょっとご答弁なかったわけですが、環境設計の問題ですね。周辺の景観の問題等も含めて、やっぱりここは地元合意をきちっととっていただいて、それ以上のことにならないとかということですね。そこら辺の地域の要望、それから市のバランスということ。今、非常に処理量が少なかったもので、ある意味では安心はしたんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 私が先ほど聞き漏らしているかわからないんですけども、また、平成30年度の今年度の予算に出てきますから、どこまでを聞けるのかということもあるかわからないですが、計画の変更ということが今回の一番の大きな話になってくるかというふうに思います。平成29年度の計画は、先ほどの補正予算で減額をされた。いわゆる、以前の堆肥化施設を中止にするということで、その変更のお話を年末とおっしゃったと思うんですけど、年末と2回かな、県また国へ行っていただいた。その答えが2カ月、3カ月かかりますねんというふうに聞こえたんですけども、その答えがまず出てるのかどうかということですね。これをお伺いしておきたいのと、この変更が認められた場合、もう既にやってしまった前クリーンセンターの解体の、いわゆる補助というんですか、これがどれぐらい影響してくるのか。私は大切なことだと思うので、まずそこをお尋ねしときたいというふうに思います。

**西井委員長** 松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** ただいまのご質問でございます。年末12月28日付で、地域計画の変更の書類を提出しております。28日付といたしまして、年越えてはおりましたけども県の方へ届けさせていただきます。年越えた理由といたしまして、葛城市の決済だけとりまして葛城市の分だけで出せる内容ではございませんでした。先ほど言わせていただきましたように、天理、大和高田初め、山辺広域の市町の方々と、広陵、葛城市が入ったのものでございましたので、葛城市を含めまして11市町ございました。そこらの方の決済、並びにその公印をついた地域計画書になりますので、その公印を集めさせていただきます。県の方の提出したわけでございます。その市町の方々の決済もいただく中におきましては、事前にこの地域計画でどうですやろうという形で県にも見ていただきまして、県の方から環境省の方にもファクス等で事前審査は通っておると感じております。

あくまでも、来年度の予算を国の方でも集計しながら、その割り当てに合った地域計画だけを承認いただけるものと思いますけれども、実際には、平成29年度の補正予算対応にするのか、平成30年度の当初予算対応にするのかということ。環境省とも協議をさせていただきました。その中におきましては、今委員ご質問の前の取り壊しの交付金事業との連携ができれば、次の建設も地元合意がえられていないということは国にはなかなか言えないこと。県の方にはそういうご配慮をかなりいただき、それをにおわさない程度に県の方から国に上げていただきながら、おおむね承認いただけるものとして当初予算の計上もさせていただきます。とさせていただきます。

通常、地域計画自身は二月から三月承認までにかかっているのが通例でございますので、12月28日の日付ながら1月10日前後に出したものですので、そこから2カ月、3カ月といきますと、今月末、4月のかかりという連絡を待っているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** それ以降については、また予算委員会等でお話をさせていただいたらいいかと思います。おおむねこのお話を聞いていて、非常にしんどい仕事をやっていたらいいかなというふうに思っております。優先順位的に私の中ではかなり高い仕事であろうかと思うわけですが、地域の人の顔も見やなあかんし、国の方の顔色も見ていかなあかんというようなお話やったかと思えますけども、ここのところしっかりとお話を進めていただいて、ちゃんとした結果を出していただけるようお願いして終わりたいと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

梨本委員。

**梨本委員** ちょっと先ほども言わせていただいて、今回、ごみの減量化に関する諸事項についてということですので、全体的な話も含めて、笛堂のことも含めて、ちょっと私どうもイメージが湧きにくいところがあるんですよ。というのが、どうしてもやっぱり當麻のクリーンセンターと笛堂の方のかかわりという距離的な問題も含めて、その辺本当に全体的な再構築が要るんじゃないかなと。今回、部長の方からマテリアルリサイクル施設にするということで、私、このマテリアルリサイクルというのは非常に賛成なんです。そういった意味では、これはもうマテリアルというより、リユースの方に含まれていると思うんですけども、自転車なんかをもう一回再利用する。これは王寺町さんなんかでも以前から古くからやられておられて、住民の方に非常に喜んでもらっている事業だと思います。

ただ、整理していく中で、今やっている収集体系と、それを全部一旦當麻の方に持ち込んだ中で、もう一度また笛堂の方に持ってきて、どういう形でこれリユースに持っていかれるのかなと。それであるならば、このマテリアルリサイクル施設というところ全体を、もう一回リユースの段から、例えば、住民さんから出てくる、今、葛城市の方でも「要ります」、「要りません」というんですかね、必要な「あげます」、「もらいます」みたいな事業を以前やっておられたと思うんですけども、そういったものも含めて、もう一回、全体的に市民の方にどういう施設にするのが喜んでもらえるのかということ考えた上で、この事業全体を再構築していただきたいというのが希望なんです。

特に、今リサイクルをしてもマテリアルリサイクルなんていうのは、中国の市場が非常に日本に影響しておりますので、例えば、発砲スチロール、先ほどもおっしゃったように、破碎してインゴットをつくりますと。じゃ、そのインゴットを1本つくるのにどれだけのコストがかかって、その製品はどれだけの値段で売れるんかと考えたときに、私は到底採算のとれるような事業ではないと思うんです。それであるならば、容器包装リサイクル法のその他プラにのせてしまうとか、私はその他プラ事業も含めて、もう一度見直して、ここにあわせてやっていかないことには、せつかくのリサイクルセンターもうまく稼働しなくなってしまう



うと思いますので、その辺のバランスを次の構築の段階では考えていただきたいと思います。もしその辺、構想の方で今現状、まだこれからということでしたら結構なんですけれども、お考えのところがあればちょっとお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

**西井委員長** 松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 先ほどの地域計画策定の中において、どの程度まですればマテリアルリサイクル施設として認めていただけるかということを検討、いろいろ協議いただきながら、できた地域計画でございました。実際には、今、梨本委員ご指摘のように、今の計画に入れている計画の中でも当初当麻のクリーンでできるであろうと置いていたリサイクルができないものもあります。たまたま手狭なために保管場所がどこかないかというのあわせた形で、今現在は大きな発砲に関しては笛堂の方で、インゴット化したらどうかというようなことでの計画でございます。クリーンセンターと環境課、力をあわせまして、一番ベストな方法を模索しながら実施設計に入っていきたいと。その中におきましては、谷原委員がおっしゃったような、やっぱり環境問題でありますとか、そういうことも含めて、実施設計に入っていけたらというふうに思います。また、議員皆様の知識をご教示いただければありがたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

**西井委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 本当に今、計画段階の中でいろいろと言わせていただいておりますので、またその辺、これから整理していただけると思ひますけれども、とにかく、私は収集と処理、これをどういふふうになんと組みかえていくのかというところがポイントになってくると思ひます。ここを、エイ・ヤーでやってしまうと、またまたとんでもなく市民の方に負担がかかるような、ランニングコストのかかってくるような仕組みができてしまう。集めたものをそのままマテリアルで持ち込むのであれば、施設に持ち込むような計画をしっかりと立てていただきたいということをお願い申し上げまして、私の要望とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。もうよろしいですか。

私の方から一言申し上げたいと思ひます。いろいろ意見が出ましたように、次の施設がまた笛堂にお願いするということで、やはり迷惑施設という考え方がございますので、地元の方に丁寧な説明、また迷惑をかけにくいような方策の中で了解してもらうように格段の努力をしてもらうことによって循環型社会形成の補助金をいただきながら、皆さんが喜ばれるように努力してもらいたいと、かように思ひますので、その点どうかよろしくお願ひいたします。

以上でございます。本件については、本日はこの程度にとどめたいと思ひております。

続きまして、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願ひます。

和田教育部長より、報告をお願いいたします。

**和田教育部長** 教育部長の和田でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、給食の現状ということで、先般の一般質問の中でも答えさせていただきました。ま

ず、来年度、給食をどうするんだというところでございます。これにつきましては、来年度、1週間当たり米飯を4回、パン食を1回ということで予定をさせていただいておるところでございます。パンのどうしても好きな子どもたちがいるということで、やはりその辺の配慮が必要だということで、改めまして奈良県学校給食会の方でそういった業者をまた紹介いただきました上で、本年と同じ業者さんの方でパンをさせていただこうと考えているところでございます。

また、あと給食の負担金の方でございますが、食材の高騰、そういった問題もございますし、配食業者の変更ということもございます。もともと学校給食法の中では、食材費は保護者負担とするということになっておりますが、そういったことで現在の給食費では保護者さんからの負担金では補いきれないという状況になっておりますので、その点につきましては、市の一般会計からの補てんということでしていただいております。こういった金額も、年々増加傾向にはございますが、そういったところを学校給食運営委員会の方でもお話をさせていただきました。そういった状況を今現在ご理解いただいたところでございます。来年に向けては、現状では、給食費負担金につきましては本年と同額で予算計上をさせていただいているところでございますが、来年1年間かけてそういった状況、また値上げをさせていただくのかそうでないのか、そういったところからいろいろ議論を重ねてまいりまして、来年1年、また場合によりまして、PTAの方々にもご意見をいただきながら、また来年そういった方向性を出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 和田部長、給食センターのポンプが故障したことについて併せて報告願います。

**和田教育部長** それから、報告ということでございます。大変申しわけなく思っておりますが、本日の学校給食の方でございます。給食センターの施設の方でございますが、そちらの受水槽から各ラインへの水を送るポンプ、これが故障いたしました。そういった状況で、水が使えない状況となってしまいました。急遽、朝から業者を呼び復旧に当たりましたが、復旧いたしましたのが大体9時20分ごろということになってまいりまして、結果的に本日の副食の方でございますが、本日の副食は3品ございました。その3品のうち1品、サラダでございますが、これをつくる時間がなくということで、結局本日は副食は2品で各学校の方へ提供させていただいたということでございます。

なお、このポンプの方の故障でございますが、現在も原因の調査中でございます。大変申しわけなく、この場をおかりいたしましておわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。今後、この原因をしっかりと究明いたしまして、二度と起こらないようにということで対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**西井委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問などはございませんでしょうか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 給食の方では一般質問させていただいて、またこの常任委員会の中で話をさせていただきますということを申し上げておりましたので、全てというわけにはいきませんが、やは

り聞いとかなければならないところは聞いとかなければならないと思っておりますので、よろしくお話ししたいというように思います。

よかった点は、今までの経緯の中で今後、一時パンをやめて米飯のみにするというようなお話がございました。全て大阪へ行くというようなイメージでおったわけでございますけども、学校給食会へのお話もあって、パンは奈良県の給食会の事業所を使う。これはいろいろ経緯もございました。ここで言うべきことでもないとは思いますが、こういっただころは、途中で学校給食運営委員会の話はありましたが、もっと早くから私はいろんなことを将来的にも考えてという話もしていた中で、議会の中で言われていることがころころ変わってきた。私はこういうことについては非常に非難をしておきたいと思えます。

ただ、そのときそのときの意見を取り入れてという考え方もできるかわからないですけども、この給食、この1年間、平成29年度、大きな変革をしたわけでございます。そのことについて私はいろんな意見を申し上げてきました。奈良県で、また全国的にも例を見ないような形の給食というものをこの葛城市はとった。大きなことをやったというふうに思っております。大きなことをやるのならそれだけの成果をもたらしたらいいんですけども、また、いちぢなもを持ったらいいと私は思うけども、そういうものも見えてこなかったということで、今般、連続して一般質問もさせていただきながら、いろんなことを申し上げてきたわけでございます。今後どうするかということにつきましては、これからの様子というものも見ながら、学校給食にまだまだ目を向けていきたいなというふうに思っています。私の娘もおりましたけども、きょうが受験で、自分の子どもはもう学校給食というものを離れるわけでございますけども、しかし、これはこれで大きく育てていただいた、感謝も申し上げたいと思えますが、これからの子どもたちのことを見たときにこれでええのかなという部分について、何点かにまとめてお聞きしたいというふうに思えます。

まず、私が言っている学校給食会を離れたら、いわゆる米の件でいうと、栄養ですよ、ビタミン強化米ということについてのこの考え方に、私と教育委員会との方で差があると思えます。今回の一般質問の教育長の答弁の中を聞いてみますと、奈良県の学校給食会から支給を受けているほとんどの市町村の子どもたちはビタミン強化米の米を食べている。葛城市は大阪へ行ったのでそれを食べていない。こういう話があった。しかし、そのビタミン強化米、このビタミンそのもの、ビタミンB1とB2ですけども、その不足する分は、教育長の話によると、やはりおかずとかでとる方がいい。これは私は理にかなっていると思えます。本来の食品からとるようにすべきであろうと、この考え方は確かにいいと思うんです。それができていればよかったのですが、初めの方はかなり低いレベルであったと。今ようやく基準値になってきた。市長、そのことについては、私が質問したので知ったんでしょう。何で笑うんですか。私が言うまで知らなかったんやろう。子どもたちに目を向けてなかったんやろう。

**阿古市長** 答弁入れさせていただけるんですか。

**藤井本委員** 市長、何でそうやって人がしゃべっているのを笑うんですか。

**阿古市長** 答弁入れさせていただきます。

**藤井本委員** 私が今質問しています。私が何ですかと言ったら、すぐ答えられないような状況やっ  
たわけじゃないですか。まあいいですわ。このビタミンはサプリメントやという教育長の考  
え方では、ビタミンは食品からとるべき、これは当然やと思うんですけども、この議論をつ  
きつめると県の給食会は何をやってんねんということになり、文科省とそれやったら話をし  
てくださいと、こういうふうになるわけです。そんなことを言っていくと、我々も食べてき  
た。うちの子どもも今日まで食べてきた。これがどうやったんやというところ辺までかえり  
みなければならぬ。一体これってほんまに国が定めていることが間違っているのなら間違  
っているで、私はそれでよいと思う。ここのところを、いわゆる栄養の問題、何遍も言いま  
すけど、ちゃんとした食品からとるのであればそれでよい。これはサプリメントですから余  
りよくないと。この考え方を一般質問の場で言っていたら、私らはそしたら、子どもた  
ちの栄養というのをどのように見たらよいのか。もう少しほんまの葛城市としての考え方を  
きちっとしていただきたい。今できないのであればそれでも結構ですけども、この間の一般  
質問の答弁ではそういうふうには聞こえなかつたし、見ておられた方もそのようにおっしゃっ  
ているわけですか。ちょっとそここのところをお願いしたいと思います。

**西井委員長** 教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。

今、藤井本委員おっしゃったように、私は議会のときに答弁させていただきました。私も  
藤井本委員からおっしゃられるまで、ビタミン強化米のこと自体を十分把握せずに、私も就  
任のときに言わせていただいたみたいに、葛城市で30年間給食をよばれてきて、その中に当  
然ビタミン強化米も入っていた。それから、委員の方からいろいろ給食のご指摘をいただい  
て、給食会等のさまざまな歴史等も見せていただいたら、給食会ができてきた経緯とか、そ  
れからお米の中にビタミン強化米を入れていった経緯とか、そういうものが大変わかってま  
いりました。その中で、決して現在学校給食会の方が推奨しているビタミン強化米を否定す  
るつもりもありません。

でも、今この機会に葛城市の給食というものを見直したときに、今委員もおっしゃって  
いただいたみたいに、別のところからビタミンとか、栄養素だけを取り出して強化するんでは  
なくて、メニューの中で、そこで補給というか、摂取していくのが理想の道ではないのかな  
というふうに今考えているわけです。そこで、今、委員がおっしゃったみたいに、「教育長  
がそんなこと言っているがしっかり数値点検してないやないか」とそう言われると、これは  
私、謝るしかございません。私はちゃんとしてくれているもんやというように思い込んでや  
っておりました。そして、後で、委員からご指摘いただいて、私なりに数値の方も見せて  
いただきましたけれども、全くないという状況ではございませんよね。多少基準値よりも低  
かった。それが当然9月が低かったようですね。そこからちょっとずつでも改善している。  
だから、ここの改善の道、今、探っている途上でございますので、今後も私としては今のや  
り方、メニューの方で子どもたちに摂取をさせていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 今、教育長のご答弁というのが私は誠実な答弁やと思います。市長のように笑われたら、これはやっぱり言いたくなる。「これだけはしっかりしてくださいよ」と言うてるものが、「できてないですよんか」と私が指摘させていただいて、今のようにそれを改善すると言っていたらええけども、それはもういいですわ。

それで、一般質問の答弁の中で、それをしようとするとならやっぱりお金もかかるというのが教育長の言葉の中で出ているわけですね。それはそうやと思います。米そのものの原材料も高くなった。加工賃も高くなった。給食については、今度一般会計からまた補てんするということですけども、その中で今度おかずの分もそれをしようと思ったら、それは確かに上げていかなければならない。だから、子どもたちのことを思って私はほんまにそれだけの、意気込み、根性を持ってやるのやったら、お金なんか関係ないという意気込みでいくと言われるのなら、私はその方向できちっとやっていただきたいと思う。

しかし、大体の市町村においては、奈良県内を見てもどこを見ても、やはりビタミン強化米入りの学校給食米というのを使っているわけです。こんなことを言い出したら毎回同じことを言うことになるので、余りこの部分については言わないようにしますけども、今おっしゃったようなことで、今、ビタミンの摂取量は以前のところまでいってないと思う。しかし、国が定めている栄養基準のところまでは来ましたよというレベルです。だから、1年前の人が食べていた栄養のところまでいってない。しかし、その部分というのはサプリメントやから、これからおかずの中からとっていくと言われている。学校の給食、特に副食おかずそのもの、それをこれからどんどん変えていくということでいかないと到底無理やろうと私は思います。異物混入の件からこういう方向に走っていかれた。しかし、今おっしゃったように、これを機会に葛城市の給食というものをよりよくする、サプリメントではなくておかずからちゃんととるようにする。その中には、市の方に国の関係者からも電話があったであろうと思いますけども、地産地消とかという問題も大事でございます。こういったところも踏まえながら、これからほんまに頑張ってくださいということをお約束して、私は一旦乗りかかったというんか、問題提起しましたので、一生懸命やらしてもらいながら、まだまだ子どもたちのため見ていきますけども、今までのところできていなかったという部分、議会の中でおっしゃられた部分がほんまにできてなかった。ただ、その方向は向いてたのか知らないけども、こういったことを反省も立っていただいて、これから邁進していただくことをお願いして、この件について終わりたいと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

内野副委員長。

**内野副委員長** 1つだけすいません。今、部長から本日の給食の故障の件をお伺いしたんですけれども、受水槽から各箇所においてポンプ、ホースが流れていくところが潰れたのですか。

**西井委員長** 和田部長。

**和田教育部長** 受水槽から各ラインに水を送るポンプでございます。そのポンプが作動しなかったということでございます。

**西井委員長** 内野副委員長。

**内野副委員長** その送るポンプが作動しなかったということで、早急に修理対応をしていただいて、9時20分には全て工事が完了したということで、副食を2品をつくっていただいたということなんですけれども、今回は2品つくれたからよかったなとそういうふうに思うんですけれども、これから、もし万が一、9時20分で工事が完了したから2品つくれたですけれども、これが10時半とか11時に工事がなった場合に、これ1品ぐらいになってくると思うんですね。そのときに、やっぱり補助食としてそういうような対応なども考えておられるのかなということもちょっと1つ聞いときたいなと思いますので、お願いいたします。

**西井委員長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 本日の件、まことに申しわけございませんでした。おっしゃるとおり、万が一、学校給食センターで給食がつかれない場合どうするんだということでございます。本日のこういった事案を教訓といたしまして、今後、例えば、非常食を使うとか、また常備できるような食べ物が給食センターの方でそういうのがあるのかないのか等、さまざまな考え方もあろうかと思っておりますので、そういったことをきょうのを教訓にいたしまして、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**阿古市長** きょうのことですので、最終的な報告は、させていただきたいと思っております。新しい施設なのになぜそんなことが起こったのか、じゃ、どうすればそういうことが起こらないのかも含めまして、まずその事象の検証と、今、部長が申し上げました、じゃ、そうなったときに子どもたちにどう対応できるのかというその部分の検証と、その最終的な報告をつくりまして、それで議会の方にまたお伝えしたいと思っております。

なかなか委員ご指摘の部分というのは難しいように感じています。可能性として、非常食みたいな言葉も出ましたけれども、なかなか学校給食の中でそういう対応ができるのか非常に難しい、4,000食以上ございますので、いろんな検討が必要です。部長の答弁の中で、きょう2品しかできなくて、3品できなかった。じゃ、かわりのもの、例えばふりかけでもつけられるのかどうかとか、何かかわりのものでちょっとつけられるものはないのかというようなこともいろいろ考えていただいたみたいですが、なかなかそういう対応が今回は時間的にもできなかったということですので、総合的に判断した中で、またいろいろご意見いただける場を提供させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

**内野副委員長** 市長、ありがとうございます。新しい施設ということで、事情の検討また検証をしていただいて、今後のまた対応をよろしく申し上げます。

以上です。

**西井委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** 学校給食というのは、私は学校の教育活動の中でも、また子どもの成長の上でも大変重要な施策だと思っております。そこで、1つは安心安全に食べれるということがまず基本であ

りまして、この点については異物混入で長年続いたということで、これは保護者の中でも大変批判があったところでありまして、学校、PTA関係者も含めて、それで思い切った対応をとられたという経過だと私は思っております。米飯の方が大阪の方から運ばれるというのは、私も自分で米をつくっておりますから、奈良県の米で地元の水で炊いていただきたいなということはやまやまなんですけれども、これまでの経過の中で、今現状こういうふうなことになっているということで、藤井本委員から今度はビタミン強化米の問題を提起していただきました。

ちょっと長くなりますけども、ビタミンB1、B2の問題は、日本人が白米を食べる過程の中でこれは決定的に不足して、日清戦争で戦死者が一番多かったのはきっかけであります。つまりビタミンB1が不足して、つまり兵隊さんには白米を食べてもらうということで、とにかく白米を食べさすと。ところが、漢方医なんかはわかっているわけです、麦食べばいいということだね。これは蘭方医と西洋医学の対立があって、そういう歴史があって、明治天皇もきっかけになりかけたけども漢方医の意見を聞いて、麦を食べたと。昔はビタミン強化米がなかったから、麦をちょっと入れて、きっかけを防いでいたわけです。だから、ほかの食品で麦を使った調理とか、あと豆でもいいですけど、豚でもいいんですけど、十分そこを工夫すれば私は十分ビタミンはとれるし、今は厚生労働省の指導もあって、お菓子類にはみんなビタミンB1、B2入っております。カップ麺とかにも全部ビタミンB1、B2は入れて、日本人がビタミンB1、B2、きっかけをなくすということで、これは至るところに入っているわけですけども、学校給食についても戦前の流れもありますから、当然、これはビタミンB1、B2、強化米を入れているということで、学校給食会はそういう方針でやっていると思いますけれども、今日の時代において、きっかけという病気はまず見ない病気になってきましたし、豊かな食生活の中で、子どもの貧困ということがあるから、給食が一番のご飯だという子どもがいるので、ビタミンB1、B2をちゃんと見てやるというのは当然なんですけど、副食の中でとるとということは僕は可能かなと思っております。

ところが、この間ちょっと議論を聞いていますと、要は、食材費がやっぱり厳しいということで、私は近隣の学校給食がどんなもんかということで、私の知り合いの小学校の先生に聞きました。県下の中で葛城市の給食はどうなんですかとお聞きすると、やっぱりおいしいと。おいしいけれども、ちょっと見ばえが悪いと。つまり食材費が、やっぱり葛城市は抑えております。だから、抑えた分だけ食材費が足らなくて、栄養の部分で非常に栄養士さんも苦労されていると思うんですけども、ここら辺のことも全体の流れの中で近隣都市も比べて、おいしい楽しい給食ということで、食材費がどの程度、私は余り上げるのは賛成ではないんですけども、近隣都市との比較の中で、十分やっぱりいい食材でいい調理ができるのであれば、ちょっとそういうことも含めて、一度検討していただいて、学校教育の中で子どもたちの1つメインになることですので、ちょっとPTAの方とも相談していただいて、安全性とおいしさとボリューム感とか、そこら辺はどうなんかということら辺も検討していただけたらなと思います。

以上です。

西井委員長 市長。

阿古市長 委員のご指摘は本当にそのとおりでして、ビタミンにつきましては玄米をとれば非常に問題ないんですけども、白米をとる以上いろんな形で補強しないといけないというのは事実でございます。豚肉等でもとれるんですけども、非常に食材費としては高い食材を使わないといけないというようなこともございます。

その中で、総合教育会議というのを実は2回開きました。通常、教育委員会内部のことは、予算に関してのことはある種行政の方がお話ができるんですけども、現場のことにしましては越権行為になるんですね。教育委員会の方で判断していただいて対応していただくという形ですので、それをある種融和するために総合教育会議というのがございます。その場でお話を申し上げましたのが、まさに給食費の問題なんですね。学校給食法のその法律の解釈からは、食材に関しては保護者の負担である。それ以外の費用については行政の方の負担であるという形になっております。そうしますと、ここのところ葛城市、確かに給食費安いんですよ。安いということはどういうことかということ、その給食費に見合った食材しか使えないということなんですね。

それで、私がちょっと考えてくださいと申し上げたのは、実は子どもたちに食べさす給食って保護者の人がどんなものかいいと感じられているのか、その辺の確認をしてください。安ければええねんという考え方も、それは1つあるかもわかりません。でも、やはりおいしいものを食べさせたいとか、材料でも、同じたんぱく質をとるのでも上質のたんぱく質を取りたいねというようなことになりましたら、今の給食センターの職員さんも初めまして、栄養士さんも物すごく努力していただいているんです。それは、何との闘いかというと、栄養素とやはり価格との闘いなんですね。ですから、昔でしたら消費税が上がる時に上げとくべきなんでしょうけども、ここのところ上げないでずっと来ていますので、それが現実の場面として子どもたちに入る食材が非常に低価格化している。そのことによって、やはり、先ほど給食の見ばえが悪いという言葉をいただきましたけども、もうちょっとおいしいものが、子どもたちが好むものをつくれぬのか。そやから、そういうようなことも含めた中で給食費のあり方を考えてくださいということ、教育委員会をお願いしてあります。先ほどの答弁の中で話が出ましたけども、学校給食委員会の中でちょっと諮ってみたいとおっしゃっていただいていますので、そういう幅広い議論の中で考えていただけるのかなという思いでございます。

それと、委員ご指摘のビタミンの話なんですけども、私も実は教育長と同じ考え方を持っておりまして、やはり自然界のもので栄養バランスは整えるべきでしょう。といいますのが、私の子どもがちょうど小学校のころ、PTAをさせてもらってました。そのときたまたま郡の大会で、学校給食の方の部会の発表会がありまして、そのときの部長が発表されたときに、学校給食は教育ですと言われたんです。もう二十数年前です。まだ食育という言葉はなかったんですけども、あー、そうなんや。子どものときに、確かに脱脂粉乳でつくった、アルマイトで熱いミルクをすすって、いろんなパンを食べたりとかしていた、もうそれは食べることだけやったんですけども、その当時からやっぱりそういう考え方が給食にはあるんで



すね。栄養バランスをどうこれから人生を生きていく中で考えるんだということを、教育として織り込んでいたんですね。それを聞いてちょっと驚きまして、その当時まだ食育という言葉も余り普及しておりませんでしたから、そうなんだとずっと思いがかりまして、それで今回の教育長のお話でもありました、学校給食のときは確かにビタミンの補強米を、B1、B2、1日の摂取量からいうたら38%、最悪でも36%ぐらいはとれているんですよ。3食やったら33でいいんですけど、目安としては40ぐらいあればいいだろうということなので、ほぼそれにある、今、現実には、もうそれをクリアしてる数字まで来ているんですけども、じゃ、学校給食が終わったときに、社会に出て大人になったときに、学校で食べた給食の中で、まさかビタミン補強米を食べてると思っていないから、栄養バランスの中でその副食を見ているんです。じゃ、本当にそれがいいのかどうか。大人になって、そのビタミン補強米を食べないことの方が多いわけですよ。そうしたときに、どんなバランスでどんなものをとればいいのか。やはり食品栄養素並びにビタミンを考えますと、そういうようなものをやはり給食の段階で、自然界の中で、将来訪れる環境の中で対応できるようなものを考えておく必要があるのではないかというような話も、教育長とちょっと実は議論したこともあるんですけどもね。そやから、そういうことも含めまして、広い意味で学校給食というのはどうあるべきかを含めまして、葛城市は私は葛城市独自でいいと思うんですよ。それは葛城市のやり方をほかに強制するわけではありませんので、葛城市として学校給食をどう考えるというものをつくり上げて、私はいったらいいねんと。それが基礎自治体のあり方かなと思っていますので、いろんなご意見をいただきますのでそれも参考にさせていただきまして、また教育委員会の方にいろんな判断を下していただけたらと思っています。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備につきましてを議題といたします。

本件については、理事者より報告願います。

巽保健福祉部長。

**巽 保健福祉部長** 保健福祉部の巽でございます。

それでは、調査案件の磐城小学校附属幼稚園周辺の一体整備についてということで、私の方から磐城小学校区の学童保育所の整備についてご説明申し上げたいと思います。お手元の方に、この工程表と、それから配置図の2枚ものの資料があると思いますので、これに基づいて私の方から説明させていただきたいと思います。来年度予算にもまたいろんな建設費等も計上させていただいておりますので、今回はちょっとイメージだけ持ってもらいたいですので、その程度の説明にさせていただきたいと思います。

2枚目の配置図の方を見ていただきたいと思います。この図面の中で、中央から左側、赤の点線で囲ってある部分がございますが、この範囲が磐城校区の児童館、また当麻給食センターの敷地です。現在はまだ給食センターが残っており、また給食センターの敷地の東側部

分に大体30センチから40センチ、ちょっとその場所によって高さが違うんですけども、擁壁が南側にあります。ちょうどこの図面で申し上げますと、防災倉庫の西側、この辺りに南側に向けて若干の擁壁があるということでございます。実際、この計画なんですけど、この両方の敷地、磐城校区児童館、それから當麻給食センターのこの敷地、この敷地の中で考えております。その東側には幼稚園がございます。また、磐城校区児童館も建っておるわけですが、まず、先ほど申し上げた東側の擁壁部分を取り除いた上で再度造成しまして、全体的に緩やかな東へずっと下がっていく傾斜地という形で造成したいと考えております。

また、駐車場の有効台数ということをいろいろ考えた中で、進入道路をここに今ちょうど中央部分、東西に中央部分にこの進入道路、東側へ入っていく道でございますが、これを土地の方の中央部分にとりまして、また、北側にはちょうど民家が実はございまして、そういうこともございまして、建物自体をこの赤の部分、この南側に寄せた形で計画しております。最終的な設計図面はまだこちらには上がってきておりませんが、大きさとしては定員を160名として考えておりまして、建物自体は鉄骨の2階建てを考えております。建築面積は約250平方メートルぐらい、延床面積で、1階、2階とも同じ大きさでございますが、合わせますと450平方メートル余りの建物の予定と考えております。

次に最初の1枚目の工程表に戻っていただきたいと思っております。工程としましては、下の部分が学童保育の工程表となっております。

まず、設計の方は3月中にはでき上がってくると思っておりますが、主に4月以降の説明をさせていただきますと、まず造成が伴うということで、開発許可等の必要な手続が要る形になりますので、まず開発許可等必要な事務手続をとりながら給食センターの解体工事に入ってまいりたいと思っております。それから、敷地の造成工事が入りまして、9月議会で契約議決という形でいただきながら、その後10月以降に建設工事に入り、3月に完成したいなという考え方を持っております。

一応、学童保育の説明につきましては以上で終わらせていただきます。

**西井委員長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 教育部長の和田でございます。

そしたら、私の方からは、磐城小学校附属幼稚園の建築の計画についてご説明申し上げます。

磐城幼稚園の改築事業のスケジュールでございますが、昨年12月議会で設計委託料の補正予算の承認をいただき、2月27日に7者による指名競争入札を行い、その結果、奈良市にございます株式会社枅谷設計と設計業務委託契約を締結したところでございます。

まず、お手元の2枚目、図面の方でご説明申し上げます。

この中で、緑色の点線が幼稚園の敷地ということでございます。それから、青色が小学校の敷地ということでございます。まず、設計業務に当たりましては、幼稚園建物全体といたしまして、教育環境を維持しながら工事を行いますので、工事が始まれば建築と既存建物の取り壊しを繰り返すことになるものでございます。現在の幼稚園建物の下の部分、南側の部分でございます。耐震基準を満たしております南側の建物についてでございますが、耐震基

準を満たしているとはいえ老朽化も進んでいるものでございますので、建物を解体せず生かすのであれば大規模な改修も必要と考えているところでございます。どの程度の改修が必要であるのか、また場合によってはほぼ躯体だけを残して全面改修とするのか、さらにまた、それらの経費や工期などを比較して取り壊しの上、新築とするのかといったそういった検討も今後必要になってくるものと考えているところでございます。

一方、南側の小学校グラウンドへの幼稚園敷地の広がりには可能であるのかどうか。広げるのであれば、また、どの程度まで広げられるのか、そういった新しい幼稚園の建築構想も検討の幅が広がることから、そのような検討も今後必要になってくるものと考えております。そういったことから、南側の校舎の下、本来、小学校と幼稚園との間にラインが入るべきでございまして、これは現在未定ということでラインは入れておりません。

大枠のスケジュールといたしましては、1枚目のスケジュールでございます。設計完了は本年11月ごろを見込み、その後、12月議会での補正予算の審議をいただいた上で、承認いただけましたら、入札を行い契約議決についてご審議いただき、スケジュールどおりで進みますと平成31年4月ごろには着工となるというような構想でございます。

なお、大まかなスケジュールでございますので、下の学童保育所と同様、建築までには当然、建築確認申請や敷地の計上や面積に変更がある場合は、開発許可、そういったことも必要になりますが、それはこの基本実施設計の中に含んでおりますので、並行にて手続を進めてまいり計画となる予定でございます。細かいスケジュールにつきましては、今後、設計が進んでまいりましたら、いずれかのタイミングでまたご報告、ご説明させていただきたいと思っております。

なお、全体の建築の工期といたしましては、おおよそ2カ年を予定しておりまして、スケジュールどおり進めばということでございますが、最短で平成32年度末には完了するという予定でございます。

以上でございます。

**西井委員長** ただいまご報告願いましたが、このことについて何か質問などがございせんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思っております。

最後にお諮りします。

ごみの減量化に関する諸事項、学校給食に関する諸事項について、及び磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備については、事業の進捗等に伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、これら3つの調査事項については、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審議事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

西井委員長 ほかに、委員外議員の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

早朝より慎重審議をしてもらいまして、またいろんな話をいろいろと慎重にやってもらいまして、委員会としてはスムーズに進ませてもらいました。大変議案も多かったということで、皆さん方、お疲れになるほどの時間であったんじゃないかなと思います。どうも皆さん方、ご苦労さんでございました。また、あしたから予算委員会という大きな問題もありますので、疲れることないように体を大事にしながら、あしたからの予算委員会、また卒業式も参加してもらいたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会 午後5時32分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 西 井 覚